

第五十五回 参議院大蔵委員会會議録第四号

昭和四十二年三月三十一日(金曜日)
午後一時二十四分開会

委員の異動

三月三十一日

辞任

木暮武太夫君
西川甚五郎君
二宮 文造君

補欠選任

林田悠紀夫君
田村 賢作君
北條 尚八君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

竹中 恒夫君

委員

青柳 秀夫君
植木 光教君
藤田 正明君
柴谷 要君

伊藤 五郎君
大竹平八郎君
大谷 實雄君
小林 章君
田村 賢作君
徳永 正利君
西田 信一君
林田悠紀夫君
林屋亀次郎君
日高 広為君
木村福八郎君
田中寿美子君
戸田 菊雄君
山本伊三郎君
北條 尚八君
瓜生 清君
須藤 五郎君

國務大臣

大蔵 大臣

水田三喜男君

政府委員

大蔵政務次官

米田 正文君

大蔵大臣官房長

龜徳 正之君

大蔵省主計局次

岩尾 一君

大蔵省主税局長

塩崎 潤君

大蔵省關稅局長

細見 卓君

事務代理

中尾 博之君

大蔵省理財局長

加治木俊道君

大蔵省証券局長

泉 美之松君

國稅庁長官

坂入長太郎君

事務局側

常任委員会専門

員 坂入長太郎君

説明員

會計検査院事務

局長 保川 通君

總局次長

保川 通君

本日の會議に付した案件

○昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○期限の定めのある國稅に関する法律につき当該期限を変更するための法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(竹中恒夫君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、木暮武太夫君、西川甚五郎君、二宮文造君が委員を辞任され、その補欠として林田悠紀夫君、田村賢作君、北條尚八君が選任されました。

○委員長(竹中恒夫君) 昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案、期限の定めのある國稅に関する法律につき当該期限を変更するための法律案、以上兩案を一括して議題といたします。

この際、大蔵大臣から発言を求められております。これを許します。水田大蔵大臣。

○國務大臣(水田三喜男君) 期限の到来する特別措置のうち、配当の源泉徴収課税制度について、昨日の政府側の説明には不十分なものがあり、申しわけありませんでした。審議期間の切迫したこの段階で恐縮でございますが、何とぞ御審議のほどお願い申し上げます。

○山本伊三郎君 いまの、理事のほうで話されたのですから、私はこれで承服しないとは言いません。が、説明が足らなかつたという点ではないと思ひます。もともとそういう審議期間一カ月もあるやつをこの期限切れの中に入れて、さあやれというのではいけない。やはり分離して、出すものは出してほしい、こういう私は趣旨でこのう言つたわけなんです。説明のいい悪いというところは私は問題にしておりません。それは政府の方々もいろいろ勉強されておりますが、説明が足りない場合もありましよう。そんなことを私は言わないが、そのほかにも教育関係法案にもそういうものがあるやに聞いておるのですよ。この際一緒にやっちゃまへという考え方で政府が提案する。いまの憲法では政府に議案の提案権がある。あるから、それを選択するのは議運なりやりますけれども、膨大な議案でありますから、そりゃ一々審査できない。したがって、政府が出したやつは無条件で国会で審議されるというふうな状態です。

それで、今後そういうことにやらないというのと、前例としないという意味の釈明があると私は期待しておつたのですが、説明が足らなかつたという点では私は承服はできません。

○委員長(竹中恒夫君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(竹中恒夫君) 速記を起こして。

○國務大臣(水田三喜男君) 今後十分気をつけることにいたします。

○委員長(竹中恒夫君) これより兩案に対し質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○須藤五郎君 この兩案に対してじゅうぶんの質疑をしたいと思います。このうち、後者については、非常に時間的制約がありますので、私も質問をできるだけ切り詰めてすることにしたいと思ひます。なお、私はきょうは租税特別措置法のほうですね、日限を延ばすという問題につきましては、これは租税特別措置法そのものにつきましても、これは根本的に反対です。これを論議すると相当時間がかかつてしまふような感じがします。それは一応さておいて、所得税法の減税の問題、そういう問題について私はきょう質問をしたいと思ひます。

なお、私、大臣がいられしたら、大臣に対する質問から始めたいというふうに考えていたんですけれども、大臣が退席をされました。これは、ちょっと質問が前後するわけで、あまりおもしろくないですけども、まあやむを得ないこととして、後ほど大臣が見えたら大臣に對します質問をすることにしまして、まず減税の点から少し質問したいと思ひます。

昨日私は中途で席を立ちましたので、昨日の質問者がどういふ質問をなさつたかということ、ちょっと聞いておられませんので、あるいはダブる点もあるかと思ひますが、その点を御承願いたしと存じます。

四十二年度減税は初年度一千億ですか、平年度千五百億という数字が私たちに出示されておるんですが、その平年度千五百億という数をはじいた根拠は一体何か。

○政府委員(堀崎潤君) お手元に租税及び印紙収入予算の説明という資料がございます。これの五ページに各項目ごとの減税額を出しておりますが、所得税におきまして平年度千二百八十億、相続税におきまして三十億五千万円、企業減税におきまして二百四十一億八千万円、合計千五百五十二億九千四百万円、これが平年度千五百五十億円の減税の項目並びに各項目の減税額でございます。

○須藤五郎君 この減税をするということで、課税最低限というものを去年より十万円ほど上げて七十四万円ですか、五大家族七十四万円というふうに見積もっていらつしやるわけですが、この七十四万円というふうに課税最低限をきめられたその根拠を、いろいろ詳しく……

○政府委員(堀崎潤君) この問題も昨日田中先生はじめ皆さま方御議論があったところでございしますが、私どもは、課税最低限がいかにきまるか、これはいろいろな要素がある、こういうふうにしております。これは住民税についてもよくいわれるところでございしますが、一つは財政事情の問題、さらに所得税に依存することがどの程度依存したらいいかという問題、それからどの程度の階層から所得税の分配機能である課税を始めるという意味においての分配の基準といったもの、それからさらに、やはり一番大きな問題は、どうして個人でございしますか、生活しなければならぬ、生計費、これらの生計費がやはり考慮されるべきであるという、こういったいろいろな要素から、現在私どもは七十四万円程度の所得税の課税最低限がよからうということで御提案申し上げた次第でございます。

○須藤五郎君 国民の生活費といいますが、そういうものは、いろいろな食費も含めて、あるいは生活費が大体これくらいかかるだろうというところから割り出した数字なのか、税務署が所得税をどのくらい取らなけりやないかと、そこを根拠にしてこの七十四万円というものをはいしたのか、そのはじき方に性格がはつきり分かれてくると思うのです。どうも大蔵省のやり方を見てい

ると、今年度は所得税どれくらい取らなけりやないか、これは所得税が非常に少なくなるからどうしてもあまい面、所得税をうんとこき取らなけりやないか、これはしほは堀崎さんがはつきり言っていることなのだ。そういう立場でこの七十四万円というものをはいしているのか、ほんとうに七十四万円あったら国民は十分に生活ができるんだ、憲法で保障された生活ができるんだ、だから七十四万円以上使つてはこれはいけなくに属するのであつて、そういう点からはじかれたのかどうかという点をぼくは聞くわけなんです。

○政府委員(堀崎潤君) この問題非常に大事な問題でございますが、私どもは、生計費という要素は非常に所得税の課税最低限と密接な関係があり、これはひとつ考慮しなければならぬというふうには考えております。しかし、それだけでございまして、財政事情、これは非常に影響するわけでございます。そのうちで所得税に期待する程度も影響するわけでございます。ほうつときますと、昭和四十二年度は六十三万円の課税最低限になります。しかし、これはできる限り、所得税減税の要望が強いし、また家計費の状態、いろいろのことを考慮いたしまして、十万円上げるならば、ますますひとつ課税最低限として適当なものである、こういった判断でいたしたような次第でございます。

なお、六十三万円、あるいはその前の五十四万円といった時代には、例の大蔵省メニュー一日百六十七円四十八銭とか、あるいは百八十六円八十七銭、こんなような問題で検討が行なわれたことは御承知のとおりでございます。私どもは、その検討は、昨日も田中先生の御質問に對していろいろ申し上げたのでございしますが、一つの参考資料であり、私どもは主税局という徴税官庁と申しますか、税制を扱う官庁が、そういう生計費、あるいは食料費を推測すること自体非常に世の中に曲げて見られるおそれがある、日常生活に結びつくような、直ちに基準生計費というふう

見られても、非常に変な効果があるだけでございしますが、それは別途の客観的な、どなたか資料をひとつ私ども以外のところで検討していただいたら、こんなような感じがいたしてございした。しかし、私どもは生計費等勘案いたしまして、現在の財政事情のもとではこの程度の課税最低限でひとつ適当なものと考えております。

○須藤五郎君 いま、あなたがおつしやつた現在の財政状態ではという点なんです。それはあなたのほうにもふところ勘定があるかも知れませんが、国民全般に、やはり個々に見て、個人個人のふところ勘定というものがあつたわけなんです。だから、国のふところ勘定を第一義にして税金をきめていくのかという点かと思つております。やはりぼくは、何じやないですか、佐藤さんはうそつきだとか、何じやないですか、佐藤さんはおこつたけれど、この前の大蔵委員会では、しかし、佐藤さんはしよつちやう、私は平和の精神に徹した政治をやりますと云つていらつすね。私は人間尊重の精神、今度の所信表明では、それがこつたが変つて、私は人間を大切に政治をやりますと云つて、私は人間を大切に政治をやりま

と云つていらつすね。ところが、全く佐藤さんの政治というものは、言つていふことと云つていふことと正反對のことばかりやつていふことと云つていふこと、平和の精神に徹した政治をやるというならば、三次防衛で二兆三千四百億円の税金をなぜ取らうとするのか。そんなもの取らなければいいんじゃないですか。平和の精神に徹したら、自衛隊を増強する必要はないですよ。あの金は、二兆三千四百億という金は、結局国民の負担でまかなわなければならぬ金でしよ。そういうばかげた金使いをするから、だから国民のふところ勘定なんというところは度外視して、国のふところ勘定を主にして、そしてこの税金というものが割り出されてくる。これは全く国民としては不満にたえぬ点だと思つていふこと。

そういう点、やはり私の言つたように、国のふところ勘定が主体であつて、国民のふところ勘定なんというのはいかにも意識しない、佐藤自民党内閣のふところ勘定を主にして、これだけ取らなければいけないから、だからこれだけ取るのだ、こういうところから割り出したのが七十四万円じゃないのですか、五大家族で。

○政府委員(堀崎潤君) なかなかむずかしい御質問でございます。答へにくいのでございしますが、まあ確かに国民あつての政府でございしますが、しかし、国民もやはり政府がないとなかなか日常生活も営み得ないことも事実でございます。私どもは、国民の経済生活は大切でございますが、同時に、政府の財政、これはまた国民生活を営む上において必要不可欠でございます。言うなれば、同時にきまらぬのであろう。しかし、何といつても国民の負担は考へていかなければならぬ、こんなことではないかと思つていふこと。

○須藤五郎君 この間、朝日新聞を見ておりましたら、朝日新聞の二面ですか、人間尊重はどこへいったという見出しで、佐藤さんの非人間的な政治の断面が、老人ホームに対する今年の一日の食費の値上げ、それから乳児院の児童に対する値上げ、そういうものがずつと出ているんですよ。あれによると、去年は老人ホームなどは百五十二円ですか、一日の食費が。私は、人間尊重を口にする佐藤さんの政治なら、老人ホームに入つて自分の家族と一緒に住めないような、そのような気の毒な老人なら、せめてもう少し食費を上げて、そして楽しい老後を送れるように配慮するのがばくはほんとうだと思つていふこと。私もだんだん年をとつてきたから、老人の気持ちがよくわかりませんがね。私はそうじやないかと思つていふこと。ところが、去年百五十二円の食費を、こつし幾らあんな上げましたか、幾ら上げたんです。何円何十銭じゃないですか。全く哀れなものです。乳児院などは三十三銭ですか。私いま資料を忘れてきたんです。実は、ちゃんと持つていふこと。今日貨幣価値、貨幣として通用しないような金、何十何銭というような金は、今日私たちの目

の前にない金ですよ。そういう金を、ああいう施設の不幸な老人や子供の食費の値上げをやつて、それで人間尊重といえますか、人間を大切に政治といえますか。大蔵省はそれでいいと思つてゐるんですか。そんな予算の立て方でいいと思つてゐるんですか。どうですか。

○政府委員(堀崎潤吉) 私は税のほうでございまして、そういうものはなかなか答へにくいので、政務次官からひとつ御答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(米田正文君) ただいまのお話は、どうも税金を少し取り過ぎて、一向に社会福祉の關係の事業の予算が少ないというお話のようですが、これは須藤さんだつて御承知のように、年々日本の社会福祉事業といふものは進んでいることは事実でございまして。それはお認めになるだらうと思ひます。それは一挙になかなか理想のところまでいけぬのが現実の姿であつて、それを一つのことだけだけをお取り上げになつて、それだけを強調されると、全体を失ひおそれがあると思ひますが、政府としては極力努力しておるといふことは、ほんとうは須藤さんだつてお認めになつておると私は思ふんです。まあ政府は極力努力をして、今度の予算についても各施策について努力しているのは、ごらんになればおわかりのとおりだと思ひます。

○須藤五郎君 この予算委員会でもないし、社務委員会でもないから、社務委員会でやる筋のものであるかも知れないけれども、しかし、何といつてもさいふを握つてゐる大蔵委員会であるから、私はこゝういふことを言ふんです。それはあれを読んだ者はみんな憤慨してゐますよ、實際。佐藤さんの人間尊重の政治の態度がこれかといふことです。それを見せたら、いかに佐藤さんが人間を大切にしていなかつたかといふことがはつきりするんですよ。そして片方では三次防に二兆三千四百億というより金を出す。何で金をもつと社会保障のほうに出さぬかと、こゝういふことです。余裕は十分あるのです。金はないのじゃないです

よ。そこで、金がないから所得税は遠慮なしに取るのだという理屈は成り立たぬと思ふのです。金の使い方によつて、金はたくさん浮いてくるのです。租税特別措置法でいふならば、ああいう独占資本に対する免税、非課税をやめて、金を取るならば、住宅問題も解決しますよ。一兆五千億の金を独占資本に免税、非課税で租税特別措置法でくられてやる、税金を取らない。これを全部取らなれば、百万円の家が百五十万戸建つじやないですか。それを何年かやつたら、住宅難といふものは全部たちどころに解消するものなんです。金の取り方も知らなければ出し方も知らないのが大蔵省じやないですか、今日の。人民から遠慮会釈なく金を取つて、それを使うときには軍備増強、独占資本擁護、こゝういふ方向ばかりに金を使う。あなた、政務次官は社会福祉は年々進んでいると言ひけれども、マイナスになつてゐるのです。物価のほうの上がり方がずっと上がつて、老人ホームのことしの一日の食費の増加額なんかでも、あれ、社会福祉といえるのですか。あれ、全く残酷物語です。知能のおくれた子供を入れていく児童院に行くと、こゝしは一文も増額しないのですよ、食費。知能のおくれた子供なんといふものは、これは親の責任でもなんでもないですよ。自然にこゝういふ子供が生まれてきたのです。だから、こゝういふ子供はもつと社会があつたか守つてやらなかならぬ。その子供に対する食費はこゝしは一文も上がつてゐない、ゼロなんです。この間の朝日新聞といへども、人間尊重どこへいったかといふ見出しで書いてゐるわけですよ。こゝういふ政治といふものはいかぬと、やつぱり大蔵省の責任だと思ふ。大蔵省は金を取る。しかし、金を使ひほうも間違つてゐる。

それで、七十四万円で實際五人家族でほんとうに憲法で保障された文化的健康な生活ができるかといふことになるわけなんです。その点、まあ田中さんもちのうやられた点だらうと思ふから、あまり私はこゝくは申しませんけれども、七十四万円だつたら、十二月で六万円ですよ、月

六万円。それで、夏期手当、それから年末一時金、こゝういふものを引くと、大体一月の賃金が四万五千円なんです。十四カ月で割つてごらんなさい、大体四万五千円ですよ。五人家族で四万五千円で月々生活してゐる人に税金をかけるなんといふことは、これはどういふ立場から見てもぼくは人間尊重、人間を大切に政治といふことはいへないと思ふのです。だから、ぼくはこの前の大蔵委員会、徳永委員長はぼくの質問をばしつと三分間で切つてしまつたので、ぼくは質問を続けることができなかったけれども、佐藤さんは大うそをつきだといふことを私は言ひたいです。大うそをつきだと言はれると、佐藤さんはいたたけだかになつて怒る。何で怒らなければならぬかといふと、やはり痛みから怒るのです。それが今日の私は日本の佐藤自民党内閣の財政政策だ、こゝういふふに思ふ。

それで、大体私は、田中さんも要求されたと思うのですが、一日一人二百五十円でしょう。去年は百八十六円八十七銭ですが、何かさういふ額だつた。そのときに私は、動物園の動物のえさ代だと。動物に劣る。馬や鹿と同じ扱いじやないかと。動物に劣る。そのとき言つたのですが、この二百五十円という数字ですね、あなたのほうではどういふふにはじいてゐるのです。一べん根拠を出してもらひたいのです。

○政府委員(堀崎潤吉) この点も先ほど触れたつもりでございまして、繰返して申し上げたいと思ひます。衆議院の横山委員の御要求に基づきまして出した資料の中に、いま須藤先生の申されまして昭和四十二年分の食料費が二百五十四円と入つておるではないか、こゝういふ点の御指摘だと思ひます。この問題、昨年も、あるいはまた一昨年、ずいぶん御議論つたわけでございますが、先ほど申し上げましたように、課税最低限はいろいろな要素はあるけれども、その中で生計費という要素は確かに大きな要素である。その生計費はいろいろな考え方、あるいは見方がございまして、個人個人、生活態度が違ひます。都市ある

いは地方によつて物価も違つておりますから、そこでひとつ主税局といたしまして、昭和四十年の課税最低限の検討資料といたしましてつくりましたものが例の百六十七円四十八銭でございます。しかし、これは御案内のように、国立栄養研究所にお願いをいたしまして、献立をつくつていただきました。それに家計調査から得られました食料費の金額を乗じただけでございまして。私どもは栄養学の知識もあるわけでございます。国立栄養研究所に一つの参考資料としてつくつていただいたものでございまして、それがいかにも大蔵省が国民の日常生活の基準生計費といふようなものを押しつけてゐるような印象を与えたので、実はきのうも申し上げたのでございまして、私どもがくりくりしてゐるわけでございまして。あるいは課税最低限を説明するための無理な数字、こんなような批評もあり、私どもが一つの参考資料として考へておつただけでございまして、これはいろいろな考へ方があり、私も弁解ができると思ひます。そんなような関係で、私も外へ出すのはちやうどおつたのでございまして、国会がどうしても出せといふわけで、去年も出しまして、去年は同じような計算方式をいたしまして、それが百八十六円八十七銭、こゝういふふになつたわけでございますが、献立を変えなかつたといふところでもまだいろいろ意味の御批判があつた。私どもは成年男子一日二千五百カロリーといふカロリー、これから見て国立栄養研究所は私ども以上の權威のあるところでございますので、しかも課税最低限は生計費だけではないといふことから考えますと、毎年毎年さういつた献立を変え、あるいはこまかいイロシ、エンドウの値段まで調べてつくること自体、どうであらうかといふことで、今回は私どもは七十四万円、平均初年度におきましては一六〇〇〇の課税最低限が引き上げられるわけでございます。独身者は二一〇〇〇の課税最低限を引き上げるときでございますので、ますます消費者物価の上昇が政府の見通しのごとく四・五%としても、これは十分私は生計費の問題は解決でき

る、こういった考え方をとり、かてて加えまして、先ほど来申し上げておきますように、栄養学の知識もない、生計費の知識もそんなにない大蔵省が、税のためにこういう基準生計費をつくるのは適当でないというふうに考えまして、ラフな計算といましては、昨年つくりました基準生計費に四十一年度の消費者物価の上昇率を——これは五・一％でございます——乗じ、それから四十二年度は四・五％上昇するという見通しでございますが、それを乗じて基準生計費が五人で六十三万七千七百七十八円、こういうふうになる。そういたしますと、昭和四十二年分の課税最低限は七十一万八千八百九十九円でございますから、差額は七万四千二百二十一円残るではないかということ、国会の強い要求がありましたので提出したわけでございます。

こういった計算方式でございますと、当然食料費も去年の百八十六円八十七銭にいま申し上げました数字をかけたもの、つまりそれが二百五十四円二銭になるというだけでございまして、去年のように、こまかい食料費の中で大豆がどうだ、豆腐がどうだ、ダイコンがどうだというふうな計算はしておりません。しかし、いまわかった数字では昭和四十一年度の消費者物価の上昇率のほうに食料費の上昇率よりも高うございまして、食料費を調べましても、これは私は十分の中に入り得る、こういうふうな考えを持っております。二百五十四円ということがまたいかに拘束するような数字でございますが、いま申し上げましたように、佐藤内閣の国民に対する食費の規定、昨年は百八十六円でした。百八十六円で三度のめしが食えるのかという質問をいたしました。大多数の聴衆は、それではやういけません。それでやるために、いかに主婦が毎日を痛め、そうして苦しんでいるか。私は麹町に住んでおりますが、麹町辺

の主婦でも、かりにある品物が五円安いということを知ると、もう五丁も六丁も先まで歩いて行ってその安いものを一生懸命さがしてやっているのですよ。それでないで生活というものが実際やっているのではありません。特に若い労働者、学生、こういうのは外食でしよう。外食でやると、二百五十四円で三度のめしは食えないでしよう。下宿屋だつて二百五十四円ではまかないしてくれませんよ。もし二百五十四円で三度のめしをまかなってくれた下宿があれば、その学生は立ちどころに栄養失調です。困っちゃうのです。このごろ、ざるそばは幾らですか、御存じですか。安いところで六十円、高いところでは八十円です。ざるそばだつたら三度食べられないのですよ。ざるそば三度食べて、二千五百カロリーとれて、りっぱに活動できるか。やはり肉もとらなければなりません、たん白質もとらなければなりません。そうすると、二百五十四円の食事をせいというところは非常に困難じゃないか。酷なことじゃないかと思うのです。

そこで、私は、昨日田中さんがどういう要求をなさつたか知らぬが、この前の委員会でも百八十六円きめるときも、実際、大蔵省はそれほど確信を持ってやっているなら、一ぺん実物を持っていらつしやいということを言ったことがある。ところが、大蔵省はそれはできないということでした。今度は二百五十四円で三食持つてこいといつても、私はできないと思う。できないような品物なんです、二百五十四円というのは。そんな自信のある額じゃない。それを根拠にしてやっておるのです。どこからこの額を割り出したかという、一昨年は百七十六円四十八銭、それから昨年は百八十六円八十七銭、今度はそれを根拠にして二百五十四円を割り出した。もともと間違っているのです。間違つたものを根拠にしてやっているのです。ほんとに人間を尊重し、人間を大切にすること、精神に立つたやり方ではないか、これは、こういうやり方でわかるのです。いかに税金を取るかというその立場に立つてすべてのものをはじいてくるから、こういう非人間的な数字が出てく

るのです。ここに私は佐藤自民党内閣の財政政策根性があると思う。根性という、えらいよさそうに見えるけれども、こういう冷徹な態度、これがやはりあなたたちの租税政策の中に流れているのじゃないか。だから、これはいかぬ、こういうふうに私は考えます。その点、塩崎主税局長もよく考えて、もう少し考えた数字を出してもらいたい、出すべきである、こういうふうに思うのです。

それじゃもう一つ詳しく聞きますがね、一月四万五千元で暮らすために、食費が二百五十四円から、三十日かければ六千円だけですか。月六千円。これには光熱費は入っていないのでしよう。

○政府委員(塩崎潤吉) 食料費の計算方式は、先ほど来申し上げておりますように、昭和四十年年度から延ばしてまいりましてやっておりますので、いまみたいな計算になるわけでございます。私は、食料費が幾ら、あるいはその他の生計費が幾ら、これはひとつエンゲル係数という約束を置いて計算しておりますが、基本的に考えるべきなのは、課税最低限としての、たとえば四十二年分ならば七十一万一千八百九十九円、あるいは七十四万円がいいかどうか。その中で抽出しましたものの中からエンゲル係数を想定し、食料費を想定して、これは過去ですが、ただだけでございまして、二百五十四円が絶対的に正しいということはない。むしろここにあげられておる数字の示すように、余剰が示されておりますので、これを使つていただくこともまた可能でございます。私は二百五十四円、一つの過去の統計から十分説明できると思ひます。しかし、人の消費態度あるいは食料費のとり方はいろいろなバラエティーがありますから、御批判は重々あるとは存じております。いま申しましたように、光熱費は、これは別なところに入つて、これは完全に食料費だけの額でございます。

○須藤五郎君 時間が非常に切迫してきているので、私、一々質問すると時間がなくなつてしまいますから、文書で出してよろしいのですが、五人家族、月四万五千元の生活費の中に食費が幾ら、それから被服費は幾ら、住居費は幾ら、交通費は幾らか、光熱費は幾らか、文化費、児童の学校に数字を大蔵省ははじいて、この七十四万円という数字を出したのか、文書で出して下さい、一あんたの答弁を聞いていて時間がなくなつてしまふので。どうだ。

○政府委員(塩崎潤吉) 七十四万円は、去年が六十三万でございまして、十万円上げるといふところから来ているのでございまして、一々その十万の内訳が何に当たるといふような計算ではございせん。ただ消費者物価の上昇は別に四・五％あるというところは念頭に置きましたが、六十三万円を七十四万円、これは過去におきましての引き上げ率では最高でございます。こういうところから見て、十分生計費の問題もカバーできるといふ意味で出したのでございまして、十万のうち、これが食料費、これが衣服費というふうな計算はいたしております。

○須藤五郎君 米価がこの十月、一五％上がるでしよう。そうすると、この食費の二百五十四円という数字は、もう十月にたちどころにずれちゃう性格のものでしよう。一五％も米価が上がるわけですから。だからこの二百五十四円というのはいくらも根拠のない数字だと言わなければならぬ。そんな根拠のない、見識のない数字をもとにして七十四万円というものをばじくことに、私は非常に無理がある。

それから、交通費じゃ、汽車賃がやがて上がるのでしよう。これ、大臣に質問しなさいいけないことなんですけれども、この間、衆議院で橋本さんが、「運輸省と大蔵省とで相談をいたしまして、四十三年度の予算までにこの問題を十分検討したい」とある。根本委員が国鉄運賃の値上げの問題に触れたときにそういうふうな答弁しているのですよ。そうすると、もうやがて交通費も上がるというこれはこれではつきりしてきているわけなんです。そうすると、この七十四万円という

数字の根拠は実にもうたよりないものであつて、大蔵省が、最低限はどのへんに押えたらどのくらい税金が今年取れるかと、こういうことであつた。たまたまのふところ勘定でこのすべての問題が割り出されている。これはけしからぬと思う。人民のふところ勘定を基礎にして税金をきめなさい、これが私の言ひ分なんですが、大蔵省は汽車賃値上げに対して何か考へてゐるのですか。

○政府委員(塩崎潤吉) 米価が確かに一五%近く上がることは存じておりますが、これが消費者物価の四・五%の中に入ることになっております。

私どもの積算は、いま言つたような考え方でございますけれども、それは四・五%の中に入つて食料費が計算されてゐるとお考えになつて間違ひないと思ひます。さらにまた、運賃の問題は去年あれだけ国会で御議論があつて改定されたところでございまして、私どもはことし運賃が再び上がるというところはまだ聞いておりません。

○須藤五郎君 それじゃ、そういう相談を運輸省のほうから受けたら、大蔵省はどういう態度で臨むのですか。

○政府委員(米田正文君) まだ国鉄運賃の値上げの問題については、大蔵省としては相談を受けたこともございせんが、政府全体としてはいま国鉄運賃問題を、値上げをしようというふうな方針については検討もまだいたしておりませんし、まだいまいちのところ上げるといふ見込みは全くございせん。それは将来の問題として、あるいはそういうことが起きてくることを前提にしてそういう議論をされておるのかもと思ひますが、それはまだ政府としては考へておらぬ問題です。かねてから国鉄がそういう意見を言つておることはちよいちよい聞きますけれども、いまの物価抑制というたてまえから、当分の間政府としてはおそろくこの問題を取り上げないというふうな方針はきまつておる通りに承知をいたしてあります。

○須藤五郎君 この、見てください、昭和四十二年三月二十日の予算委員会での質疑の中で、根本さ

んの質問に対して大橋閣務大臣は、要するに運輸省と大蔵省で相談いたしまして、四十三年度の予算まではこの問題を十分検討いたしたいと思つておりますという、大臣がそういう答弁をしておるから、やはりもうすでに運賃値上げの問題は政府の問題として取り上げられてゐるんじゃないか、こういうことなんですか。運輸省からそういう相談を受けても、大蔵省は反対しますか、運賃値上げに対して。

○政府委員(米田正文君) これはまだそういう問題も起きておりませんし、政府の問題としてあがつてきておりませんから、いまのところお答へのしよるがありませんが、おそろく私はことし値上げをするようなことはしないだろうと、こう信じております。

○須藤五郎君 この間政府から、大蔵省からもらつた資料ですが、この世帯員一人、改正案による昭和四十二年分の課税最低限が二十六万七千六百二十二円、それから基準生計費は二十一万九千八百十六円、ゆとりが四万七千八百六円、こうなつておるのです。ゆとりが、一人、二人、三人、四人とだんだんふえていくのです。二人になる九万二千七百五円、三人になると十萬五千五百三十二円、四人になると十一萬八千四百五十五円。ところが、ふしぎなことに、五人になるとたんにゆとりがたんと落ちてしまつて、七万四千二百一十一円となつておるのです。これははなはだ不合理なことだと思ふのですが、これはどういふふうに説明……

○政府委員(塩崎潤吉) これはどうも、私どもがこの算出の根拠に四十二年に使用したところの家計調査のエンゲル係数の関係からこういふふうになる、こういうふうに御理解願ひたいと思ひます。

○須藤五郎君 だつて、一人で四万七千八百六円のゆとりがあるなら、五人家族になつたらやはりもっとゆとりがなくなっちゃうのだから本筋だと思ふ。四人で十一萬八千四百五十五円ゆとりがあるなら、何で五人になつたら七万四千二百一十一円のゆ

とりしなくなるのかというところは、裏返せば、五人に対する課税最低限が低過ぎるのではないかと私は思ふのです。やはり五人になつたら、四人が十一萬八千四百五十五円のゆとりがあるならば、やはり五人になつたらもっとこれよりもゆとりがふえなければならぬ。そのために大体五人家族八十万円くらいが、大蔵省の計算でも八十万円くらいにしないといふ矛盾は直すことができないと思ふのです。五人になつたらもっとゆとりは必要になつてくるでしょう。それが五人になるとゆとりが減つてしまふというところはおかしい。

あなたはエンゲル係数、エンゲル係数とはかり言つておるけれども、人間はエンゲル係数で飲み食いしてゐるのではないですよ。ところが、実際になるとこういう不合理な面が出てきてゐるわけです。これはやはりあなた五人に対する課税最低限が低過ぎるのだ、大蔵省の案も低過ぎるのだ。だから、私たちは、共産党の主張は四人家族百円まで無税にせい、これが共産党の方針なんですよ。やはり共産党の方針が正しくて、大蔵省はエンゲル係数、エンゲル係数といつてゐるけれども、何ら人間の现实生活に根拠を置いて計算をしていないといふことがはつきりいえると思ふ。ゆとりが四人より五人が減つてしまふ。一人から四人まではだんだんふえていく、五人になると逆に減つてしまふのです。これはおかしいじゃないですか。常識的に言つてください。エンゲル係数の結果こうだといふのでは納得できないのです。

○政府委員(塩崎潤吉) 確かに、先生のおっしゃつた考へ方をとれば、私も独身者あるいは子供の少ない家庭に比べて多い家庭のほうを課税最低限をもう少し大きくしたらこの問題も解消するといふことはいえると思ひます。で、過去におきましての私どもの課税最低限の引き上げのしかたを見ますと、おっしゃる通りに夫婦・子三人のところを重点を置いてやつてまいりました。その関係で、むしろ独身者のほうに課税最低限の引き上げが少なかったというのが、これまでの御批評でござい

ます。今回はそういう御批評も十分承りまして、独身者の引き上げを多くいたしました関係上、若干先生おっしゃいましたように、夫婦・子三人よりも、家族の少ないほうに得をした面のあることもございまして、これは個々に御批判を伺つた結果でございまして。今後また引き上げの際には、ひとつ先生の御意見を十分しんしゃくいたしまして、その面をどういふふうに調和したらいいか検討してまいりたい。

現在二千万の所得税の納税者のうち、所得税法上の単身世帯、独身者と見られるものが九百六十六万、四八%も独身者が占めておるといふ状況でございまして、むしろ家族持ちに対する課税最低限をこれまで引き上げ過ぎたのじゃないか、逆にいえば独身者の引き上げ方が足りなかつたのじゃないかといふことも言われますが、そのあたりいろいろの御批判を伺つてまいりまして、こんなよ

うな結果になつたといふこともいえるかと思ひますが、今後は十分ひとつ検討してまいりたいと思ひます。

○委員長(竹中恒夫君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(竹中恒夫君) 速記を起こして。

次の発言者の通告がございまして。戸田委員。○戸田菊雄君 大臣がおられますから、答申上の問題については、あとで大臣が来るそうですから、その際に譲りたいと思ひますが、一つだけ次官に伺つておきたいと思ひます。

それは三十八年の税制調査会、これは会長が中山伊知郎氏で、この中山伊知郎会長の調査会というものが長期税制のあり方について、政府に対して答申を行なつた。結局内容は、いろいろ基本問題が六項目あるわけですが、その第五項で次のように指摘してゐるわけです。税制以外の措置で有効な方法がないかどうかを検討し、他に適當な方法を見出し得ない場合に限るべきである、いわゆる特別措置法というものはそういうことで将来縮小していく、こういうのが当時の税制調査会の政府に対する答申、こういうふうになつてゐるわけ

ありますけれども、これに對して、その後私たちの調べた範囲では、縮小どころか逐次拡大をしていく、こういう姿にある。そういう点に對して、一体政府の答申案に對する考え方は、どういふうに考へるか。長期税制で示された答申案の内容は尊重されるのかどうか、こういう問題について明確な答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(米田正文君) お話のように、長期的な見通しのもとにおける税制としては、いまのお話の租税特別措置法に關しては、逐次これは縮小していくものだというところは私も一つの原則だと心得ております。ことしの税制改正、所得税法の改正等も行ない、かつ租税特別措置法の改正も今後提案をいたしまして御審議を願うことになつておるわけですが、それらについてもそういう基本的な考え方を入れて考えていくことにいたしております。ただ、現在の時点における事情等がございまして、それらはやはりその中に勘案をしていかなければならぬ事態だと存じます。が、基本としては、お話のように租税特別措置法は漸次縮小をしていくものだというように考へて進んでおるつもりでございます。

○戸田菊雄君 漸次縮小されていくと思ひます。それから、もう一つは、主税局長に答弁を願ひたいのですけれども、実務的に見てやはりこの方針に沿っているかどうかということですが。

○政府委員(堀崎潤君) 私ども、大きな線ではこの方針に沿つていふと思ひます。私どもの経験におきまして、昨年は重要財産免脱の廃止、あるいは特別償却の縮小、今年度、四十二年度におきましてはこれから御提案申し上げますところの預貯金利子の五割の引き上げ、あるいは交際費の制限、こういったことはやはり新しい情勢に應ずる特別措置の整理合理化の一環だと思ひます。なお、そのほかに新しい情勢に應じまして、やはり租税特別措置は経済政策との調和でございますので、新しい特別措置がふえていくことは事実でございますが、これは流動的に租税特別措置を改廃

していく、その中の一環だと思つております。○戸田菊雄君 次官の考へはいかがですか。○政府委員(米田正文君) 私のかかりにいま答弁したのですが。

○戸田菊雄君 私の調査によりまして、決して現実はそういうふうにいふていないと思ふのです。たとえば三十九年の末でありまして、四十年年度予算編成に際して佐藤内閣が税金について次のように言つておられるのです。それはどういふことかという、これは池田内閣当時からそういうことは踏襲されてきておるのでありますが、この四十年年度の税制について税制調査会が首相に答申をし、四月以降四十年年度の減税、具体的には当初五百三十五億だと思ひましたけれども、それに対して八百十八億減税額が確かにふえてきておる。しかし、このふえた分はどこに行つておるのかといふと、大体三百億程度になります。その内容はほとんど利子配当の減税、このほうに行つておる。さらに法人税一割引き下げを実施してあります。こういう方向に、すべて減税をした分はそれに戻された。こういう形でありまして、逆にいうならば、租税特別措置はそういう面から、逆に大きく拡大をし、特定の独占ないし資本家に対して恩恵をこゝろむせておる、こういう姿が私は実務的にも具体的に現れておるのではないかと、こういうふうに考へておるわけでありまして。

さらに、佐藤総理が当時国会で答弁した内容について、どういふ批判があつてもそういう配当利子等の問題については変更しない、いわばもつと拡大していく、こういうふうな特別措置法というものによつてさらに恩恵に与えていく、こういうようなことをぬけぬけと言つておられるわけですが、こういう姿勢からいへば、いま次官が言われたように長期税制のあり方に示された答申の第五項といふものは全くいま抹殺にひたしい状況にある。ですから、私はいまの答弁では全く納得がいかない。もう一回その辺について明確にしたい。

○政府委員(米田正文君) 私が先ほど申し上げま

したように、基本的にはこの答申の線に沿つて今後も進んでいく予定にいたしてあり、現在もそういう心がまえでおりますといふことを申し上げたのですが、その内容等についてはいま主税局長からもお話を申し上げましたように、内容的にも特別措置法の縮小をはかつたものもあり、かつしかし、そのみでなくて増収になつておるものもございまして、この増収になつておるものは今日の時点においてやはりその時代に應ずる措置としてこれが適切だといふような考へ方で計上いたしておる次第でございます。

○政府委員(堀崎潤君) 戸田先生の御指摘は四十年の利子配当の特別措置の拡充、これを言つておられると思ひます。その改正は、確かに税制調査会の答申と政府が採用いたしました税制改正案の最も大きな違いでございます。これが今期限が切れようとするものでございまして、それを私どもは今、租税特別措置の整理合理化の一環といつたしまして五割引き上げより、こういうものでございまして、なお、法人税率一割引き下げということに特別措置と私どもは考へておりません。これには、しかし、法人税引き下げが、あるいは租税特別措置の形で企業に一つの刺激を与えるのがいいかどうか、これはまた別途の角度として検討すべきものだと思います。私は現在の法人税の仕組みが非常に混乱しておるときに、法人税率の引き下げというふうなものは避けていきたい、企業減税をするならばもう少し別な形の企業減税が望ましい、こういうふうに考へております。

○戸田菊雄君 それじゃ、特別措置法というものは一体だれを優遇する租税形態だといふふうに考へておられますか。

○政府委員(堀崎潤君) 租税特別措置法に規定する租税特別措置は、私は先生のおっしゃる通りに確かに租税負担公平原則の大きな例外でございまして、そういう意味では非常な問題もございまして、この租税特別措置のねらいは特定の経済部門と申しますか、国民経済の特定部門に對しまして傾斜的な優遇措置、これは減税の形になるか、あ

るいは特別償却の形にならうかと思ひますが、このような形を与えて、それを通じて国民経済全体を大きくしたい、こういうことだと思ひます。したがうして、その傾斜的な減税の恩恵を受ける人、あるいは資産を蓄積し、あるいはいぜいたくな消費生活を誘う、こういうのが目的ではなくて、それを通じて経済の成長をより大きくはかり、こういうふうに考へるべきであらう、かように考へております。

○戸田菊雄君 詳しくは本格予算の中でやつていきたいと思ひますが、それでは具体的に少し質問してまいりたいと思ひます。

その前に、きのう非常に時間のないところで資料を要求いたしました、たいへん苦勞をかけて、ありがたい資料をちょうだいいたしました。お礼を申し上げます。

それで、第二の質問は、きのうも資料で要求いたしました、租税特別措置法の関係に基づく三十年以降四十一年までの減免額はわかつたのでありますが、これは全体で一兆六百三十三億にわたるわけですね。そのほかに、私たちは、特別措置法によつて擁護されておる各種の項目があるわけでありまして、たとえば配当控除によるもの、それから法人受け取り利子配当非課税によるもの、それから法人が払うべき配当分にかかる法人税率の引き下げから来るもの、そういう譲渡所得等の恩恵的に免税になつてくるものですね、そういうものに対する各種目別の総額は大体どのくらいか、これいまいちわかりませんが。

○政府委員(堀崎潤君) いま戸田先生の御指摘になりました、たとえば配当控除、あるいは配当益金不算入、これは考へ方によりましては特別措置といへるかもしれませんけれども、現在の税法のためには、御案内のように、法人税といふものは個人株主の所得税の前払いであるという観点からでき上がつております。その観点から見ると、まさしく逆に、配当控除なんというものはまだ足りないといふことにもなります。そういう計算をいたしておりますので、これまでに私どもは配当

控除の金額がどの程度累積してあるかといったような、簡単に計算をすればできる仕組にはしてありません。推定して計算すればできるであらう。しかし、これは私も、ただ基本的な仕組みについては、議論がございまして、基本的な仕組みでございまして、租税特別措置の中には計算してございまして、資料として御提出申し上げることは、これは十分推計してからお答え申し上げたいと思います。

○戸田菊雄君 結局いまの配当控除による問題の恩恵を受けておるのは、私はいまの独占だと考えるのです。具体的に一つの例を申し上げますと、東京電力の場合どれくらい一体恩恵をこうむっておるかということですが、私の調査でありますからあるいは間違っておたら、あとで指摘をさせていただきたいと思っておりますが、それによりまして、電力債の現在高は、私の調査によりまして、五千七百九十一億。これは三十九年の統計でございまして、これが大体約四百二十億利子を支払っておる。そうしますと、一つの例でありますけれども、電力債を五十万円持つておる。これは一割配当で、株価にすれば約五百万くらいになると思っております。七年償還でありますから、そうすると二十五万五千円くらい、いわばこの利子配当を受けられる。そうしてなおかつこの株配当については、御存じのように二つの抜け道があります。一つは五万円以下は所得申告をしなくてもよろしい、こういうのがありますから、その銘柄を細分化して多額のこういった株を持つておるといふのであります。それらに対しては、いま国税庁は何ら手を加えておらず、全く不明のまま。それが意識的にやられておると私は考える。こういうように、一つの東京電力社債の場合、このくらいの金について利子配当がほとんど入ってくる、こういう形が具体的に私はあると思うのです。

これは三十九年の十二月十一日の朝日新聞であります。野村、山一証券などは次のようなことを言っております。「電力社債は無記名です。税金は利息をうけるときの源泉分離(5%)だけ。総合申告の必要はありません。非課税制度を、ご利用になれば元金50万円までの利息は、税金がかかりません」。したがって大いに買ってくださいと、そういうことで宣伝をやっておられる。

こういふぐあいに東京電力債一つをとっても、多額の利子配当というものが次々に入ってくる、こういうのが実態です。そういうものの配当控除全体の総額も私は相当に多いと思っております。あとで一つふれていきますが、八幡製鉄の場合でもそうなんです。こういうぐあいに、いわば特別措置法から来る多額の恩恵というものをいざば集約的に独占や資本家側のみやられる、こういうのが実態です。こういう実態について、一体主税局長はどういう考え方をとっておるか。

○政府委員(堀崎潤君) いま御指摘の、ある会社の電力債の問題、これは戸田先生御案内のように、確かに個人が持たず、源泉分離一〇%の課税であります。なお、少額貯蓄は百万円まで。社債だけでもあります。無税であります。これは私も御提案申し上げておりますところの昭和四十一年度の利子所得に対する軽減の中に当然入っております。もうすでに電力債のみならず、あるいはその他の事業債、これも利子の分離課税の特例という形の中に入っておりますので、それを込めていま御議論いただいておりますことだと思っております。

また、配当というお話もありました。確かに東京電力株式会社の配当を持っておりますと、配当控除がございまして。これは先ほど申し上げましたように、法人税の基本的な仕組みから来ておることとでございまして、私も現在は現在のとおり特別恩恵とは考えてはおりません。私もと申し上げては、現在の税制では特別な恩恵と考えるべきではないというところになっております。

○戸田菊雄君 少なくとも労働者や農民や中小企業者、きわめて零細なそういう人たちは、確定申告しなかつたら、それはもう徹底的に税務署から追及をされる、こういう状態になっておると思っております。それにもかかわらず、配当利子関係については、東京電力債一つをとってみても、四百二十億程度当時払っている。これらに対しては何ら申告という点については税務署は介入しておらず、それはもう当然五万円以下は、五%は申告しなくてもよろしい、この抜け道があるからであります。が、こういうことについて、やはり局長として矛盾を感じないのかどうかですね、その点はどうですか。

○政府委員(堀崎潤君) もう御案内のように、配当が二百二十六万円までならば、夫婦・子三人の世帯ならば所得税の申告が要らない。ところが、給与所得ならば、これが二十八万三千円まで税金がかかる、事業所得ならば申告が要って、二十八万九千円まで所得税がかかるというところはもう御案内のとおりでございまして。私も、昭和二十五年にできました現在の法人税制は、決して、どうも大企業、大法人については、世の中の納税を得るような仕組とは考えておりません。しかし、この法人税を一般的に何ら基準なくして考えること自体、シャープ勧告が否定しましたように、何らかの基準を設けて法人税というものは考えるべきだと。シャープ勧告は、これを個人所得税の前払いと、源泉徴収というふうに考えたわけでございますが、それはまた一般的には中小同族会社にはこれは当てはまる。しかし、全く株主と遊離した遊離したと申しますか、別に存在する大会社にいてはどうかおかしというのが大方の御意見のようでございまして。これらひとつ根本的に法人税を考えたというところで、昨年の税制調査会にも、給与課税の根本的なあり方として検討しておることとは、先般御報告申し上げておるとおりでございます。そのときに出来た一つの議論は、やはり法人税は、独立に存在する法人企業から利潤を対象としたしまして国に納めてもらう税金と觀念するのがよいのではないかと。しかし、この考え方は、いまのシャープ税制に基づきます法人税制

説を根本的に変えることになりまして。さらにまた、中小同族会社に対しては非常にショックを与えることになりまして。株式市場にはまた大きな影響も来たものでございまして。いま申されたような法人税についての考え方が、シャープ税制で私は企業の経営者にも株主にも一般大衆にも受け込まなかった、十分に理解できなかったと同様な結果が生じないように、この法人税の考え方は、ひとつ広い階層の方々で御議論願って、法人税とはどういふものかということをお十分認識していただいて、それから根本的な改変を下すべきであるというふうに考えております。税制調査会もそういった考え方で、しばらく時間をかけてこの問題は根本的に検討しよう、そうしていま申された配当控除というより、世の中の方々がどうもおかしい、納税されないという問題は解明していこう、こういうふうに考えていくようにいまのところは審議されておるのでございまして。

○戸田菊雄君 まあ根本的に検討する、ないし改善を加えると、こういうことでありますから、その点ではまたあとでこまかい点に触れたいと思っております。ただ、私の記憶では、昭和三十八年の、かりに六十万の所得者の中で、労働者は一体どのくらい税金を納めておるか、記憶では年間約五万円近いものを納めておる。それから、中小企業やあるいは若干小さい工場を持つて事業をやっておる、こういう人たちは、少なくとも六万ちょっと納めているはず。ところが、利子配当で寝食をしておる人は一体どのくらいかというところ、一銭もかからぬ、これは免税点が高いから。わずかに地方住民税千四百八十八円を納めれば済むという、このくらいいまの税徴収の中に不公平というものがあわけてですね。少なくとも税法上の原則からいけば、これは負担能力に応じて公平に取るというのが税法上のたまたまだと思つて。にもかかわらず、いまの状況からいけば、そういう具体的な内容を見ていくと、きわめて不公平。これは当然いま局長が言われたように早期に改善されなければならぬ。そのことは何かというところ、まずもって特別措

告しなかつたら、それはもう徹底的に税務署から追及をされる、こういう状態になっておると思っております。それにもかかわらず、配当利子関係については、東京電力債一つをとってみても、四百二十億程度当時払っている。これらに対しては何ら申告という点については税務署は介入しておらず、それはもう当然五万円以下は、五%は申告しなくてもよろしい、この抜け道があるからであります。が、こういうことについて、やはり局長として矛盾を感じないのかどうかですね、その点はどうですか。

○政府委員(堀崎潤君) もう御案内のように、配当が二百二十六万円までならば、夫婦・子三人の世帯ならば所得税の申告が要らない。ところが、給与所得ならば、これが二十八万三千円まで税金がかかる、事業所得ならば申告が要って、二十八万九千円まで所得税がかかるというところはもう御案内のとおりでございまして。私も、昭和二十五年にできました現在の法人税制は、決して、どうも大企業、大法人については、世の中の納税を得るような仕組とは考えておりません。しかし、この法人税を一般的に何ら基準なくして考えること自体、シャープ勧告が否定しましたように、何らかの基準を設けて法人税というものは考えるべきだと。シャープ勧告は、これを個人所得税の前払いと、源泉徴収というふうに考えたわけでございますが、それはまた一般的には中小同族会社にはこれは当てはまる。しかし、全く株主と遊離した遊離したと申しますか、別に存在する大会社にいてはどうかおかしというのが大方の御意見のようでございまして。これらひとつ根本的に法人税を考えたというところで、昨年の税制調査会にも、給与課税の根本的なあり方として検討しておることとは、先般御報告申し上げておるとおりでございます。そのときに出来た一つの議論は、やはり法人税は、独立に存在する法人企業から利潤を対象としたしまして国に納めてもらう税金と觀念するのがよいのではないかと。しかし、この考え方は、いまのシャープ税制に基づきます法人税制

説を根本的に変えることになりまして。さらにまた、中小同族会社に対しては非常に大きな影響も来たものでございまして。いま申されたような法人税についての考え方が、シャープ税制で私は企業の経営者にも株主にも一般大衆にも受け込まなかった、十分に理解できなかったと同様な結果が生じないように、この法人税の考え方は、ひとつ広い階層の方々で御議論願って、法人税とはどういふものかということをお十分認識していただいて、それから根本的な改変を下すべきであるというふうに考えております。税制調査会もそういった考え方で、しばらく時間をかけてこの問題は根本的に検討しよう、そうしていま申された配当控除というより、世の中の方々がどうもおかしい、納税されないという問題は解明していこう、こういうふうに考えていくようにいまのところは審議されておるのでございまして。

○戸田菊雄君 まあ根本的に検討する、ないし改善を加えると、こういうことでありますから、その点ではまたあとでこまかい点に触れたいと思っております。ただ、私の記憶では、昭和三十八年の、かりに六十万の所得者の中で、労働者は一体どのくらい税金を納めておるか、記憶では年間約五万円近いものを納めておる。それから、中小企業やあるいは若干小さい工場を持つて事業をやっておる、こういう人たちは、少なくとも六万ちょっと納めているはず。ところが、利子配当で寝食をしておる人は一体どのくらいかというところ、一銭もかからぬ、これは免税点が高いから。わずかに地方住民税千四百八十八円を納めれば済むという、このくらいいまの税徴収の中に不公平というものがあわけてですね。少なくとも税法上の原則からいけば、これは負担能力に応じて公平に取るというのが税法上のたまたまだと思つて。にもかかわらず、いまの状況からいけば、そういう具体的な内容を見ていくと、きわめて不公平。これは当然いま局長が言われたように早期に改善されなければならぬ。そのことは何かというところ、まずもって特別措

○戸田菊雄君 少なくとも労働者や農民や中小企業者、きわめて零細なそういう人たちは、確定申告しなかつたら、それはもう徹底的に税務署から追及をされる、こういう状態になっておると思っております。それにもかかわらず、配当利子関係については、東京電力債一つをとってみても、四百二十億程度当時払っている。これらに対しては何ら申告という点については税務署は介入しておらず、それはもう当然五万円以下は、五%は申告しなくてもよろしい、この抜け道があるからであります。が、こういうことについて、やはり局長として矛盾を感じないのかどうかですね、その点はどうですか。

○政府委員(堀崎潤君) もう御案内のように、配当が二百二十六万円までならば、夫婦・子三人の世帯ならば所得税の申告が要らない。ところが、給与所得ならば、これが二十八万三千円まで税金がかかる、事業所得ならば申告が要って、二十八万九千円まで所得税がかかるというところはもう御案内のとおりでございまして。私も、昭和二十五年にできました現在の法人税制は、決して、どうも大企業、大法人については、世の中の納税を得るような仕組とは考えておりません。しかし、この法人税を一般的に何ら基準なくして考えること自体、シャープ勧告が否定しましたように、何らかの基準を設けて法人税というものは考えるべきだと。シャープ勧告は、これを個人所得税の前払いと、源泉徴収というふうに考えたわけでございますが、それはまた一般的には中小同族会社にはこれは当てはまる。しかし、全く株主と遊離した遊離したと申しますか、別に存在する大会社にいてはどうかおかしというのが大方の御意見のようでございまして。これらひとつ根本的に法人税を考えたというところで、昨年の税制調査会にも、給与課税の根本的なあり方として検討しておることとは、先般御報告申し上げておるとおりでございます。そのときに出来た一つの議論は、やはり法人税は、独立に存在する法人企業から利潤を対象としたしまして国に納めてもらう税金と觀念するのがよいのではないかと。しかし、この考え方は、いまのシャープ税制に基づきます法人税制

説を根本的に変えることになりまして。さらにまた、中小同族会社に対しては非常に大きな影響も来たものでございまして。いま申されたような法人税についての考え方が、シャープ税制で私は企業の経営者にも株主にも一般大衆にも受け込まなかった、十分に理解できなかったと同様な結果が生じないように、この法人税の考え方は、ひとつ広い階層の方々で御議論願って、法人税とはどういふものかということをお十分認識していただいて、それから根本的な改変を下すべきであるというふうに考えております。税制調査会もそういった考え方で、しばらく時間をかけてこの問題は根本的に検討しよう、そうしていま申された配当控除というより、世の中の方々がどうもおかしい、納税されないという問題は解明していこう、こういうふうに考えていくようにいまのところは審議されておるのでございまして。

置法というものを廃止をすべきだ。その上に立つて各税種目ごとに、一体これは妥当を欠いているかどうか、こういう意味で私は逐一検討を加えていくべきではないかと、こういうふうに考える。いま言ったように、かりに電力社債の問題一つを取り上げたのだけれども、大体いまの特別措置法をすつと羅列的に見ていきますと、昭和三十八年には少なくとも三十二種類くらいあったと思うところがある。現在四十種目に近いほどに拡大をされてきている。たとえば一つの例であります、重要機械の関税の免除、あるいは自由化に伴う特定産業の合併促進、これから来る免税、あるいは合理化機械及び重要機械の特別償却、貸し倒れ準備金、こういうこと、具体的には何といつても大企業擁護の上に立つて、すべては特別措置法というものが進められていることは間違いないと思う。ですから、そういう点からいけば、これらの特別措置法というものは、やはりいま局長が言われたように、口だけではなくて早い機会にこの抜本的改進黨策をとつていく必要があるのではないかと、こういうふうに考えているわけなんです。そういう点について、時期的に一体いつごろまでかという明確な方針があれば、ひとつ聞かせてもらいたい。

○政府委員(塩崎潤君) 確かに税制は世の中の常識にささえられなければならないと思いますし、さらにまた、負担の公平の原則というものは、最も大きな税の基準でございます。これを犠牲にすることは、できる限り避けるべきだと思つてわけでございます。そういう意味で、私も常日ごろ、租税特別措置法につきましては、非常に期限もつたりあるいはまたいろいろな条件もつてございまして、やかましき審議をしていくつもりでございます。しかしながら、昨年の税制調査会の答申にありますように、同時に、現在の経済社会のもとでは、補助金という制度だけで一つの誘因を与えようという自体適当でもございませぬし、やはり租税の果たす誘因的な機能は相当高く評価

しなければならぬ。問題は、設けられました租税特別措置が、固定化する、あるいは既得権化する、こういう一つたところがあるかと思つてわけでございます。そういう一つたところは、ひとつ時期の来るごとに、あるいは効果があつたと判断されたときは、勇断にこれを削除していくと、なおかつ、新しい情勢において必要なものはとんとんと設けていくというところがございまして、こういう一つ申も最近出ているわけでございますが、こういう一つた形はぜひ守つていきたい。そういう一つた意味では、租税特別措置を、期限的に一体いつまで排除するといふことは言えないわけでございます。その中身につきましては、経済情勢に常に応ずるような改定を加えていくべきであるし、新しい情勢に際しての新しい措置は、必要によつてはできるかもしれない、こういうことに御理解願いたいと思つております。

さらにもう一つ、先生が先ほど申されておりますように、法人税というものは、いまシャウプ税制によつて法人擬制といつたてまえをとつております。で、先ほど申されましたように、六十万人の人は年五万から税金がかかつていくのだ。配当所得者は一銭も納めない。これは利子と一緒に納めなくても済むじゃないか、こんなようなお話でございまして、ここに問題がございまして、これは先ほど来るの申し上げておきますように、その方は全然無税で済んでいるのじゃないかと、自分が持っている株式を発行している会社で法人税を納めていくから個人所得税を納めなくていいという考え方がその基本にあるわけでございます。そこが先生はおかしいと言つておられる。世の中のも、それはどうも擬制に過ぎる、税というものは、自分が額に汗して得た所得に対して、自分が申告して初めて税という感じがするけれども、八幡製鉄あるいは東京電力が納めた税金を、個人株主の納めた税金と見ること自体がどうも不合理だといふことを言つておられるのだと思つてます。しかし、現在の税制は、先ほど来申し上げて

おりますように、シャウプ勧告以来そういう仕組をとつておられるわけでございます。そこに問題がある。したがういまして、こういう基本的な仕組を簡単にいじくれないといひますと、別な租税特別措置によつて企業に誘因措置を与えることも、法人税を愛な形で改正するよりも適当な場合もある、こんな感じがするわけですが、したがういまして、より基本的には、先生のおっしゃる通りに、できるだけ早く法人税の仕組をどうしたらいいか、これもひとつ根本的に洗つてみて世の中の方々の是認されるような仕組に持つていきたい。これはひとつできる限り早く検討すべきであらう。しかしながら、経営者にも、株主にも、シャウプ勧告に基づく税制をわかつてまいにいかないで、ぜひひとつ十分時間をかけて呑み込んでいただいで長期に安定するような法人税の仕組をつくるべきだ、かように考えております。

○戸田菊雄君 それじゃ、逆に私は聞きますけれども、一体現行の特別措置によつて国民大衆あるいは中小企業——中小企業といふことに限定をいたします。中小企業で一体従来恩恵を受けているものがございまして、あつたら指摘をしてください。○政府委員(塩崎潤君) 中小企業の範囲、問題でございまして、私も税法の上では個人事業者あるいは農業あるいは自由職業までを含め、さらに法人形態では資本金一億以下の法人をまず中小企業の範囲に属するものと一応税法では考えております。したがういまして、逆に一億円をこえます法人が大法人、大企業と考えております。そこで、租税特別措置法のうちの減収額がどの程度大企業と中小企業に属しているかといふことを研究したのはございまして、これは衆議院の御要求によりまして御提出申し上げました。お手元に行つておられるかと思いますが、四十一年の二千三百八十五億円の減収額のうち、企業関係の租税特別措置は八百一億円でございまして、うち三百六十四億円は大企業でございまして、残りの四百三十

七億は中小企業でございまして、大企業分がこの一〇〇のうち四五・四％、中小企業が五四・六％、かよつたておられます。ちなみに、法人税の内訳で、大法人と中小法人との納税額のシェアと申しますか、割合は、大法人が大体六〇％程度、中小法人が四〇％程度でございまして。○戸田菊雄君 その統計がどういふことで進められたか、私は資料を見ておりません。私が調べたところでは、一つしかないといふふうに考えております。わずかにその額が十五億です。中小企業に対する特別措置法から来る恩恵をこうわつておると思われるものは、それしかない。その資料があればちょっと見せていただきたいのでありますけれども、結局それは中小企業に対する割り増し償却、これはわざわざ認めておるだけじゃないかと私は考える。少なくとも三十八年当時の統計がいくならば、当時特別措置法に基づく一千九百九十八億円、これが總体的に特別措置として免税に上がつておる。しかし、中小企業に対してはわずかに十五億。それはいまの設備近代化等に伴う割り増しの問題、それしかないといふふうに私は考えておるのでありますけれども、しかし、それも中小企業近代化促進法に指定されたといふ業種しかだめなんです。きびしい制限がある。そういう特定業種しか認めない。わずかに企業は五年間だけだ。こういうふうな中小企業等については非常に縛つておる点が多々あるわけです。さらに償却済みの三分の一しか認めない、こういうことであります。そういう一面に対して、非常にきびしい抑制策をとつておるのであります。八幡の例を一つ申し上げますと、これなんか全く寛大なものではないかと。

中小企業に対してはそういう体制にありながら、八幡の場合、一体どういふことになるかといふと、これは私さきの資料の要求のしかたが悪くて提示をしていただかことができなかったから、私は自分の統計でやるしかないのであります。これは今後ひとつそういう問題について、個々の産業について出せないのかどうか、こゝでひとつ確か

めておきたい。それは具体的にはあとで御回答願

いたしたいと思います。たとえば三十七年四月から三十八年三月期の八幡の減価償却は二百二十五億ある。これが普通なら、三十七年方式でいくならば三八%税率であり、そのものが二百二十五億の減価償却で、その純収入が七十三億。ですから、七十三億を三十七年方式で三八%でいくならば膨大な税金になる。ところが、特別措置によつて特別償却引き当て金であるとか、こういう免税措置がいろいろとやられてきますから、実際は十六億に對して〇・三%かけた税率ということになるわけ。結局は、この税金というものは非常に安くなる。このくらい実は恩恵を受けていると思ふんですよ。これを三十七年方式でいく場合には相当多額の、少なくとも私は多くの税金を取つていかなければいけないことになるんじゃないかと思ふんです。これは八幡といへば皆さんもご存じのように、鉄鋼の大独占でありまして、日本では最高です。そういうものについて、非常にいわばまた形で税金というものを取つておる、こういうふうになつておると思ふんです。こういう問題について、結局中小企業と比較対照してみると、格段の差がある、こういう矛盾もはなはだし税制体系が公然といふ日本の中で行なわれておる、こういう問題については、いまやつぱり主税局長が言われたように、早期に改善策をやることは当然だ。

そこで、資料の提示の問題についてひとつこ

では御回答願ひたい。
○政府委員(堀崎潤君) 私どもは、これまでの慣例でもございましたが、法律上、職務上知り得た秘密をここで申し上げることもなかなかむずかしいわけでございますが、したがって、個々の会社の内容についての私は税法上の適用について申し上げることができにくいわけでございます。そういう意味で、ひとつ大企業あるいは中小企業の一般的な傾向をあらわすような資料ならばつくれるかと思ひますので、そういう資料ならば、お許しを願へるならば、ひとつ御要求によりまし

て提供したいと、かように考えております。

なお、先ほど来戸田委員御指摘のように、中小企業と大企業との間に特別措置の適用状況について非常な格差がある、こういうお話でございます。三十八年の税法について申されておるようでございますが、この租税特別措置法はなかなか分類がむずかしいのでございます。そういった関係で、中小企業だけの特別措置といふものを抜き出すことが必ずしも容易でございせん。私どもは、合理化機械の特別償却の中には、大企業のみならず、中小企業も同じ条件で適用されることになつておりますので、この数字もございせん。さらにまた、御案内のように、価格変動準備金は何も大企業だけでなく中小企業にも適用がございせん。それから、輸出増し償却にいたしましても、海外市場開拓準備金にしても、同様でございます。その中で、この準備金をおのおの中小企業と大企業との間に割振り振つてまいりまして、そういうことをだんだん割り振つてまいりまして、いま申しましたように、中小企業の割合が大きくなり、むしろ納税額では逆転するようになつてまいりまして、それから、昨年あたりからは、御案内のように、中小企業の貸し倒れ引き当て金は法人の貸し倒れ引き当て金の二割増しであるというふうな特例まで設けまして、中小企業独自の特別措置の制度がございせん。さらにまた御案内のように、私どもは農業の予約米減税は、これは大企業のものとは考へておりません。これも特別措置の減収額の中に入れてございせん。さらにまた、お医者さんの社会保険診療報酬の特例、これは四十一年で百三十億にございせんが、これが法人のための特別措置とも考へておりません。こういうことを考へますと、租税特別措置が必ずしも法人のためばかりというふうな考へるべきではなくて、むしろ私どもが租税特別措置法に規定してある趣旨は、ともかくも同じ経済状態にある人に対しては、別な税負担、税法上の例外として考へられるべきもの、税負担の均一化と申しますか、公平の見地から見て、特殊な階層に特殊な税負担を設けておるも

の租税特別措置としてゐるわけでございます。大企業のための租税特別措置だけを租税特別措置法に規定してゐるわけではないのでございせん。○戸田委員 そうですね、局長が大企業ばかりではないと言ひますから、あと二点ばかり私に指摘してまいりたいと思ひますが、時間がございせんから、若干割愛させていただきます。その第一は、貯蓄奨励という名によるいわゆる特別措置の問題であります。この内容を見ますと、結局は、利子所得の分離課税あるいは税率の軽減、あるいは配当所得に対する源泉徴収税率の軽減、あるいはまた生命保険料の控除の問題、あるいは少額貯蓄の利子に対する免税、あるいはまた有価証券譲渡非課税によるもの、こういう内容がいわば貯蓄奨励という名目の中で恩典をこうむつておるの大部分じゃないか、少なくとも私の統計によれば、これは、第一項の利子所得の分離課税については三十八年は三百六十億、さらに配当所得に対する源泉徴収税率軽減については二百二十億、あるいは生命保険料の控除は二百二十億、少額貯蓄は百三十億、有価証券譲渡非課税については七十億、そしてなおかつきのうも申した資料によりまして、貯蓄の奨励、全体の免税といふのが千四百五十四億も四十一年度ある、こういうぐあい、いま読み上げたような大まかな項目だけ拾つてみても、そのくらいに恩典をこうむつておる。この内容は、一体だれに向けられておるのか。少なくとも私はあまり国民大衆は、苦勞しても、三万やあるいは四万の給料取りでは、とてもこまでは手が伸びないのが現実である。そういうことから推してみれば、当然いま局長が言われたように、大法人関係ばかりじゃないと言ひけれども、具体的には、すべて資本蓄積名目やなんかで、ほとんどそういうものが強くなつておる、そういうのが実態である。こういう一つ貯蓄奨励関係を見ても、私は非常に特別措置法から来る問題点がある、こういうふうに思へるわけ

です。
○政府委員(堀崎潤君) 租税特別措置の中で、戸田先生のおっしゃる通りに、貯蓄奨励関係のウェー

トは非常に高うございせん。二千三百八十五億のうち、千四百五十四億は貯蓄奨励関係でございます。確かに所得税といふものは最も税制の中心でございまして、私は法人税よりもより基本的な税金だと、かように考へるわけでございます。したがつて、所得税において総合所得課税の原則が破れるということ、あるいは累進性が阻害されることは、もう税制上最も注意しなければならぬ点だと、かように考へます。その点におきまして、貯蓄奨励関係は私は非常な例外だと思ひわけでございます。しかし、この貯蓄奨励関係の中にもいろいろのものが入つておりまして、先ほど引用いたしました資料の中に、二百万円をこえる所得者と、二百万円以下の所得階層で、どの程度千四百五十四億円の税収が分けられるかという数字も衆議院の御要求によりまして出したのでございまして、分析の過程でわかりましたように、非常に貯蓄奨励の各項目の中で高額所得者に片寄る程度が違つてくるわけでございます。先ほど御指摘の生命保険料というふうなものは、限度が三万七千五百円というふうなことがありまして、むしろ高額所得者には片寄つていない。多分に、千万人の掛け金を払つてゐる方がございまして、相当広く分散している。少額貯蓄の奨励制度もそうでございまして、しかし、一方配当所得のようになつて、非常に高額所得者に片寄つてくる。つまり負担の公平を犠牲にしてゐるといういながら、貯蓄奨励の中には非常な変化のある片寄り方を示すものがあり、そこに私どもは注目して、これがどのよう経済にいい影響を来たすかといふことの判断をして、それと、税負担の公平の原則をどの程度害しているか、これをひとつ両者をにらみ合わせながら、この問題を解決していかねばならぬ、かように考へております。
○戸田委員 もう一つお伺ひしたいと思ひます。それは交際費の関係です。四十一年度は総額どれくらいあるか、この点についてまずお伺ひしたい。

○政府委員(堀崎潤吉) 四十年度に私も調べました交際費は、実績におきまして五千七百四十八億五千九百万の交際費が使われたというところが法人の税務統計の中で明らかにされております。

○戸田菊雄君 ちよつと聞き漏らしたのですが、五千七百幾らですか。

○政府委員(堀崎潤吉) 五千七百四十八億五千九百万でございます。

○戸田菊雄君 この交際費をいまおっしゃられましたね。四十年度だけでも五千七百四十八億五千九百万、このくらい膨大な交際費を、いわば会社で見るとは損金に入ってしまうのです。現行は五〇％しか税対象になりません。その浮いた金がこのくらいですね。少なくともこれは三十八年度は四千五百六十二億、三十九年度で五千三百六十四億、四十年度はいまおっしゃられた。四十一年度はちよつと統計はいまわかりませんが、こういう金を追つてみますと、これはまことにばく大なものだと思う。これに対して五〇％。

一体、この交際費という定義ですが、三十九年版の実務教育の中には、若干国税局としての見解が明らかにしておりますが、この交際費の定義についてひとつこの際明確に聞いておきたい。○政府委員(堀崎潤吉) 交際費の定義は、税法で可及的に明らかにいたしております。なかなかその範囲についての認定はむずかしい問題がございますが、ともかく大きな意味において会社の接待あるいは飲食を伴うような費用、これに着目いたしまして、次のように定義してございます。「交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に關係のある者等に対する接待、きよう応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいふ。」

こういふふうにしてあります。ただし、小さなもの、あるいは社会慣習上こういった交際費の中に含めるのが適當ではないという趣旨から、次のようなものは除いてございます。「もっぱら従業員、慰安のために行なわれる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用」など福利厚生費とされるべきもの、その次の例外は、「カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用」など広告宣伝費とされるべきもの、第三の例外は、「会議に關連して、茶菓、弁当その他これに類する飲食物を供与するために通常要する費用」など会議費とされるべきもの、第四の例外は「新聞、雑誌等の出版物又は放送番組を編集するために行われる座談会その他記事の収集のために、又は放送のための取材に通常要する費用」など編集費または取材費とされるべきもの、以上でございます。

○戸田菊雄君 時間がありませんから、これで終わりたいと思うのですが、この特別措置法の中にこういった交際費が含まれ、特定の恩典をこうむつておる、これは全く奇々怪々だと私は思うのです。そうしてその額も五千七百億幾らという、こういう莫大な額になつてゐるわけですね。そうしてなおかつ、いま局長がおっしゃられましたように、この交際費の定義というものは非常にばく然としておる。具体的には、たとえば宴会費とか会議費であるとか、旅行あるいは観劇であるとか、招待、私はこういうものを税制上認めてゐるところに、いわば政治家とそういう事業家の結着ができてきて、政治がやはりその面からも乱れていく、こういうものが私は多くあると思う。そういういわば百害あつて一利なしのこういう交際費については、即刻私はあらためて、やっぱり適切に、五〇％だといわないで、まるまるこれについては税金の対象にしていく。たとえばわれわれ個人生活の中で、友だちが来たからきようはひとつ一ぱいやるやうじゃないかと、そういう経費については何ら見てないわけですね。言つてみれば、それは事業経営者と個人生活といふものは違ふと皆さんおっしゃられるかもしれないけれども、一体その範囲なんかにしてもきわめて不明確ですから、現在の税務署で言つておられる定義内容では、ですから、こういう問題について私はひとつ

この問題を早期に、私たちが言う、主張する方向に、ひとつ改善策をやつてもらわなければいけないと思う。これはぜひひとつ、あとで本格予算の中でさらにこまかく質問してまいりたいというふうに考えます。ぜひそういうことで検討していただきたい。

それから、大臣が参りましたから、大臣に一言だけこの機会に質問をいたしたいのですが、それはさつき次官と主税局長には質問いたしましたけれども、三十八年度の税制調査会の中で、政府に対して、特別措置は少なくとも今後縮小していく、こういうことを言われましたけれども、現況の姿は一体どうなつてゐるのか、あるいはその答申の方針に対して大臣はどう考えてゐるのか、この点だけひとつ聞いて、私の質問を終わります。

○国務大臣(水田三喜男君) 新規にこしらえたもの、あるいはやめたもの、流動的にこれを対処していくということですね。

○戸田菊雄君 次官は、少なくとも縮小の精神は踏襲すべきだと、こう言つてゐる。いま大臣は彈力的に情勢に応じて、こういふんですから、私はそれで答弁が通うと思う。次官は、少なくとも三十八年度の税制調査会におけるその精神は踏襲していく、いわゆる縮小の方向でこれから努力する、大臣は彈力的にというのですから、これはちよつと私は違ふと思うのです。その辺はどうですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 彈力的にじゃなくて流動的にと言ひましたが、たとえば重要物産免税というふうなものは、ほとんど政策的にもう必要だと思われようなものは整理してまいりましたし、また新しい事情によつて必要と思われる新しい措置をつくつていくということもございまして、増加する方向もやっておりますが、減らすほうも答申に沿つてやっております。こういうことを申し上げたわけですね。

○戸田菊雄君 つまり大臣、答申案を尊重するの、しないのか、その点ひとつおっしゃつてください。

○国務大臣(水田三喜男君) 答申案はもちろん尊重いたします。

○木村福八郎君 大蔵大臣、きのう質問いたしましたことについてまず御答弁願ひたいと思ふ。それは、三十八年度と三十九年度の純計、一般会計、特別会計の純計について重大な誤りがあると認めるわけですね。御承知のように、純計は、財政法二十八条に基づいて国会に提出しなければならぬ資料でございます。この重大資料につきまして大きな誤りがあつたとすれば、三十八年、三十九年度は、間違つた数字に基づいて予算が審議されたということになるわけですね。これは重大な問題です。ですから、この事實はどうなんであるか、その事實關係をはつきり、どういふふうに間違つてゐるか、そしてなぜ間違つたのか、いつごろこの間違ひを発見したのか、それと、これを今後どういふふうに処理していくか。それは国会に対して、国民に対して、相すまぬわけですね。財政法二十八条は、予算、財政というものを、税金を納めておる国民にわかりやすく理解させるために、二十八条によつて国会に提出しなければならぬということ義務づけた、そういう資料であります。この資料において重大な誤りをおかしてゐるということは、これは今後にも重要な影響を及ぼしますし、また、他の資料においてもそういう、一般国民にはわからないけれども、重大なミスがあるんじゃないか、政府の統計に対する信頼感も、これは私は失わしめるものだと思う。ですから、明確にはつきりと、その点を明らかにしてもらいたい。どういふふうにかつこれを処理するか。これに対しての大蔵当局、また大臣の、これは国会に対して、もしこれが事實であれば相すまぬのですから、どういふ態度をおとりになるか、この点についてお伺ひいたします。

○国務大臣(水田三喜男君) 御指摘のような誤りのあつたことは事實でございます。どうしてこういう誤りができたか、これをまたどう処理するかというふうなことは、詳しく岩尾政府委員から説明いたします。

○政府委員(岩尾一君) ただいま御質問のごさ
ました財政法二十八条の規定に基づきまして昭和
四十年及び四十一年度の予算に添付して提出し
た参考書類の中で、三十八年度と三十九
年度の決算純計額に誤りがあるといわれておるが
事実かという御質問でございますが、御指摘のと
おり、いま大臣もお話をいたしましたとおり、計
算上誤りがありましたことは事実でございます。ま
た、ここに遺憾に存じております。今後はこう
いうことのないように、十分留意をいたしたいと
考えております。

なぜかという誤りができたかということござ
います。三十八年、三十九年度におきます決算
の純計を出します場合に、先生も御承知のように、
一応一般会計と特別会計で控除をいたしまして、
そのあと、さらに全体についての控除をやってお
るわけでございます。その最初に一般会計と特別
会計で控除いたしました際に、いわゆる国債整理
基金特別会計におきます借入金償還額というも
のを控除項目に入れます。さらにまた最後に、
計でやります控除の際にもそれをもう一度控除し
た、こういうことでございまして、明らかに二重
控除ということで、全く計算上の誤りでございま
す。まことに申しわけないことであります。

で、これを発見いたしましたのは昨年の八月で
ございまして、ちょうど国会も閉会中ございま
すし、昭和四十年、四十一年度の予算も成立を
しておりますので、実は正誤表は昨年の夏に印
刷したのでございまして、正式の手続でこれを
提出する時期を失したわけでございます。今回こ
の機会にあためて御報告申し上げます。遺憾
の意を表したいと思います。

それから、先生の申されました、今後どうす
るかということでございますが、四十一年度、四十
二年度の予算に添付いたしております二十八条の
参考書類につきましては、かような誤りがなく、
正確に計算をいたしております。

それから、今後におきましてもこういう誤りが
ないようにしたいと思っておりますが、なお先生の

おっしゃいますように、純計自体についてどうい
う意味を持つか、どうしてこういうものを参考書
類で出したほうがいいのかということにつきまし
ては、われわれもいろいろ異論がございますし、
また皆さん方のほうからも御意見をちょうだいし
て、むしろ財政制度審議会その他にも相談をし
て、実際に国民が、予算を審議される際にどうい
うようなものが審議の参考として一番プラスにな
るか、率直に申し上げまして、私は現在の一般
会計と特別会計だけのいま申しましたような純計
ではちよつと予算の参考書類としては十分ではな
いのではないかという気がいたしております。ま
で、その辺は財政制度審議会にはかつて、十分検
討いたしたい、かように考えております。

○木村福八郎君 間違つた数字を、これは明らか
にして速記に残しておく必要があると思ひます。
ですから、正しい数字と間違つてゐる数字をこ
で明らかにしておいていただきたいと思ひます。
それで幾ら誤差が出たか。

○政府委員(岩尾一君) まず、四十年度のほうで
申し上げます。四十年度の参考書類におきまして
は、いま申しました二重計上いたしました借入か
え額が三百八十一億三千五百四十四万ございま
す。したがって、各項目においてその分が重
複計上されておる、こういうことでございませ
う。それから、四十一年度につきましては、この借
入金償還額の二重計上が四百九十四億四千七百八
万九千四百ございまして、以上でございます。

○木村福八郎君 三十八年、三十九年は、
○政府委員(岩尾一君) それがいま申しました三
十八年度の分について四十年度予算で二重計上
いたしましたのが三百八十一億でございます。それ
から四十一年度予算で三十九年度について二重計上
いたしましたのが四百九十四億という数字でござ
います。

○木村福八郎君 それで、かりに今回のこうした
誤りがいわゆるケアレス・ミステークであつたと
しても、今後こういう事態を避けるためにも、こ
うした誤りが国民から、外部から容易にわかるよ
うなやはり計算のしかたについて、これを公表す
る必要があるんじゃないかと思ひます。これは
非常に専門家でなければわかりません。純計なん
か特に計算がむずかしいんだし、こういう誤り
をおかしたについては、特に純計表を二十八条で提
出を義務づけているのは、要するに納税者に予算
とか財政というものをわかりやすくするための一
つの方法なんですよ。財政民主主義の。ですから
、こういう点をもつと今後明らかにする算出基
礎数字ですか、その概要でいいですから、その内
容をあわせて発表されたい。この点、いかがで
すか。

○政府委員(岩尾一君) 二十八条の参考書類で、
先生のおっしゃいますように、純計がどれだけ意
味を持つかということは、これは非常に問題で
ございまして、先ほどもお話しいたしましたよう
に、財政制度審議会にはかつてみまして、どうい
う方法が一番皆さんの御納得のいく方法である
か、そういう点はよく検討していきたい。

ただ、これは最初からのしきりでございます
て、先生も御承知のように、最初は特別会計と一般
会計だけが予算のようなものでございまして、か
ら、これで一応各会計間の差し繰り入れは除かれ
るということになるわけですが、いまは政府開
係機関というものがたくさんございまして、こ
ういうものを全部見ていかないとほんとうのこと
はわかりませんし、さらに地方財政もございま
すし、さようなことを考えますと、さらにいへば財
政もございまして、なかなか見方がむずかしいの
で、これはむしろ実際の経済計算で見られてい
ます政府財政サービスというふうなもので見てい
ただいたらいんじゃないか、かように考えてま
す。

○木村福八郎君 大蔵大臣は、いま岩尾さんから
いろいろ事実についての説明がありました。大蔵
大臣、こういうふうなミステークをおかしたこと
に対して、これは国会に対して、国民に対してど
ういうふうにお考えか、そうしてどういうふう
にこれを処理しようとするのですか。それから、

今後こういうミステークをおかさないようにする
ためにどうしたらよいか、その点についてお考え
を聞いておきたい。

○国務大臣(水田三喜男君) 私は、昨日御指摘を
受けて初めて知つた問題でございまして、今後
どうしたらよいかということはまだ考えておりま
せん。問題は、これに気がついたときは去年の
夏、気がついたときは四十一年度の予算がもうき
まつておつたときである、そのあとで気がつい
た、しかし、気がついたら以上は正誤表をつくら
なければならぬということで、実は印刷をしたのだ
らうでございますが、事務局のほうでも、さ
うへ御相談をかけた、事務局のほうでも、さ
うも本予算はきまつてしまつたあとで、こ
れをどうするかというふうなことをやはり研究し
ておつてくださったらしいのでございまして、機
会をとにかく失した、いま次長が説明されたよう
な形になって、正誤表はつくつたものの、案は
持つてゐるというふうなことでございまして、
この処理をどうするかということ、あとで私も
いろいろ御相談して考えたいと思つております。

○木村福八郎君 大蔵大臣、責任について何とも
触れていないですよ。こういうことは、これは国
民に対して大蔵大臣は相すまぬと思つてゐるん
ですか。それはあとで発見したといひましても、こ
れは重大な間違いですよ。こういうふうなことを
この際につきりしておきませんと、これは非常に
予算の数字、特に純計なんかはなかなかわから
ない、専門家であつても困難です。なぜかといふ
ことを、意地悪いようなことを指摘するように思
われるかもしれません、そうでない、国会とい
うのはめくらだと言われるんですよ。大蔵省の
かに役人が、どうせ国会にはわからない、三十八
年、三十九年ごろならぬ、純計の間違つてゐる
のを知らないで予算審議をしておつた、こういう
ことになるんですよ。ですから、今後はやはり国
会もめくらじゃないのだ、節穴じゃないので、や
はり慎重にやらなければいけぬということをき
ちんとこでしておかなければいけないんです。

責任というものをやはり明らかにしておかなければなりません。大蔵大臣、いかがですか。

○国務大臣(水田三喜男君) もう誤りであつたことは間違いないと思つておられます。これは非常に遺憾な

ことと思つておられます。今後はこういう間違ひは

しないつもりですが、いま事務局から話があり

ましたように、この問題については、先ほどのよう

な意味から検討を要する問題でございまして、こ

れは財政制度審議会そのほかにもういつた検討

を願うというふうに思つておられます。

○木村福八郎君 それから、さつき触れた算出基

礎数字というものを今後明らかにする用意がある

か。

○政府委員(岩尾一君) 算出というのはなかなか

むずかしいわけでございます。どこまで算出基礎

に入れるかということで、できるだけわかりやす

いように計上するように努力したいと思つていま

○木村福八郎君 それからもう一つ、会計検査院

の純計と大蔵省の純計と違ふんです。それは両

方とも一応理屈があるわけなんです。大蔵省は年度

で考へています。会計検査院のほうは単年度じゃ

ないようなんです。剰余金もこれは差引くもの

だ、こういうふうに単年度でなく考へています。

○木村福八郎君 私には無理に同じようにしろとは

言つておりません。それぞれにやはりこれを使用

する目的によつて、大蔵省の単年度の計算がい

いか、あるいは会計検査院のやり方がいのか、

これはいろいろあると思つています。両方あつてい

と思つています。無理に統一する必要はない。た

だ、それを明らかにしておいて、国民に対してわか

りやすく明らかにしておいて、これを要望して

おきます。

次に、大蔵大臣に伺いたいんですが、ところ

で、この純計によると、四十一年度の伸び率より

は四十二年度の伸び率のほうが大きいんですね。四

十一年度伸び率は一七・四、四十二年度は一七・八

多なんです。そうすると、政府は四十二年度予算

は中立予算で景気刺激でないと言つていますけれ

ども、純計で見ると、四十二年度予算規模のほう

が四十一年度より大きいんですよ。これはどうい

うことなんですか。

○政府委員(岩尾一君) 御指摘は、四十一年度

とについて明らかにする考へがあるかどうか、考へがあるかというより、明らかにすべきだと思つて、今後そういう点については。

○説明員(保川通君) ただいまの御指摘、まことにこもつとも存じます。われわれも従来その点は十分に考へておつたのでございましてけれども、戦前からずっとこういう方式を踏襲してゐるというところで、情性になれたたきらいがございまして。今後そういう点ははっきりいたしまして、これは大蔵省とわれわれ、単年度と継続というところで若干の考へ方の相違がございましてけれども、どちらが正しい、どちらが間違ひとも言いかねると思つています。ただ、お示しのとおり、その差異は今後の検査報告の記述におきましてはつきりしたい、こう考へます。

○木村福八郎君 私は無理に同じようにしろとは言つておりません。それぞれにやはりこれを使用する目的によつて、大蔵省の単年度の計算がいのか、あるいは会計検査院のやり方がいのか、これはいろいろあると思つています。両方あつていと思つています。無理に統一する必要はない。ただ、それを明らかにしておいて、国民に対してわかりやすく明らかにしておいて、これを要望しておきます。

次に、大蔵大臣に伺いたいんですが、ところで、この純計によると、四十一年度の伸び率よりは四十二年度の伸び率のほうが大きいんですね。四十一年度伸び率は一七・四、四十二年度は一七・八多なんです。そうすると、政府は四十二年度予算は中立予算で景気刺激でないと言つていますけれども、純計で見ると、四十二年度予算規模のほう

いるではないかという御質問であつたのですが、この点につきましては、先生もよく御承知のとおり、特別会計はそれぞれ自己固有の財源を持つて、しかも一般会計とのやりくりをもつてやつてゐる。その歳入歳出を全部トータルいたしておるわけでございます。そこで、四十二年度におきまして一番大きな理由となつておられますのは、国債整理基金特別会計と食糧管理特別会計、それから簡易生命保険及郵便年金特別会計、さらに石炭対策特別会計を特別会計をつくりました、四十二年度におきまして、この四点が大きな違いでございまして、国債整理基金におきましては食糧その他の年度末におきまして短期借入れ金の償還分というものが上がつてくるというふうな事情、それから食糧につきましましては短期の借入れ金をさういったぐあい年度初めに振り出すとともに、年末にはまた会計内における口座の間に短期借入れ金があるといふこと、それから簡易生命保険及び郵便年金につきましましては、例の簡保をちやうど十五年前に保険金を上げました、その満期が参りまして、来年は多少支払いをしなればならぬというふうな事情がございまして、それから、石炭は、一般会計から新たにそういう会計をつくりましたので、純計をつくりましてこの分がふえてくるというところでございます。そこで、これを四つ全部引いてみますと、大体伸び率が一六・六というふうな数字に相なるわけでございます。大体四十二年と同じような伸び、こういうことになると思ふ。

○木村福八郎君 ぼくは理解できないのですけれども、純計ですから重複は引いてあるわけでしょう。ですから、振替所得やなんかもやはり有効需要として作用すると思ふ。ですから、それが景気を刺激するかどうかということ、政府の財政サービスだけじゃ足りないと思ふ。経済企画院は前年度に比べて伸び率は低いから景気刺激的でない、最後はそういうふうに言ひ出してきてゐる。ところが、それだけでは私は足りない。やはり純計というものが一つの私は景気刺激のあ

るかないかのメルクマールになる。それから、財政規模が大きい小さいかを判断するのに純計で見ると、もちろんこれには財投も含め、あるいは地方財政も含めて考へなければならぬけれども、とにかくそういう点で問題があると思ふ。もう時間がありませんから、その点、大蔵大臣、ひとつ答えてください、あともう二、三分しかないから。大蔵大臣、おかしきじやないですか、景気刺激じやないですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 政府の財政サービス購入は四十一年度は一五・三、四十二年は一・八、これでやはり本年度のほうは非常に伸び率が少ないというふうにはやはり勘案していただくのがいいのじやないかと思ふ。

○木村福八郎君 もう私の時間がなくなりましたから、この点はまたあらためて。時間が二、三分しかないですから、これは十分議論しなければなりません。これは一番重大な点じやないですか。景気刺激でないというのをいままで言つて、純計だとむしろ伸び率がふえていますから、これでもつて合理的説明がつかなければだめです。景気刺激でないとは言へません。

最後に、もう一つだけ。四十一年度の公債発行減らしましたね。ですから、公債依存率は幾らになるか。四十二年度の公債依存率は幾らになるか。そうすると、これまで公債依存率をだんだんと減らしていくという政府の方針であつたのが、結果として四十二年度は依存率が大きくなるのじやありませんか。この点について、いままでの政府の方針と違つてきますから、なぜ、公債依存率を低くするといふながら、四十二年度は高くなつたか。もし、いままでの政府の言うことを貫くなら、三千億くらい八千億から公債発行をやめなければ前年度四十一年度より依存率高くなるのです。その点はつきりおやりになるかどうか、そうしなければいままでの方針とは違反してゐるわけですから。いかがですか。

○国務大臣(水田三喜男君) まあ、私どもが公債発行の依存度を減らすということは、要するに、

当初予算の比較においてこれはせざるを得ませんから、こういう編成方針をとっているのをごさいます。四十一年度の当初予算においては一六・九%、大體公債依存度がそうなるかと思ひます。今度六百五十億公債を削減しましたので、それによつて計算すると、一五・四%ということになつて、四十二年はちやうど一六%ですから、この依存度は四十二年度のほうが多い。しかし、これは四十一年度の事情を見まして、今後の事情によつて、これが公債が削減される情勢もあらうかと思ひますし、最終的にははつきりここで申し上げられませんが、いずれにしても、四十一年度の実績から見ますと、この四十二年度のいままでの公債依存度というものは去年より高いということになつておることは事実だと思ひます。

○木村義八郎君 おかしいじゃないか。それじゃ最後には高くなるんですか。要するに、最後の四十二年度のじゃ実績で見た場合、実績で見た場合です。今度は、そのときでもちゃんと四十二年度は低くなりますか。するつもりですか。そうじゃないと違反しますよ、あなたがいままで言われたこと。

○国務大臣(水田三喜男君) これはそうなるように私どもは運営において努力するつもりでおります。

○木村義八郎君 そうすると、一五・四%よりよけいにしない、四十二年度の最後にそういう調整をする、そういうことですか。そうすると、八千億をかなりこれは減さなければなりませんよ。そう理解してよろしうございませうね。

○国務大臣(水田三喜男君) 私はそうしたいといふのとは思つております。

○須藤五郎君 大蔵大臣、時間が非常にないので、私は質問を二、三まとめて質問しますから、答えてほしいのです。

一つは、今度勤労者に対する退職金の免税点を引き上げるといふこと、いろいろ段階をつけて、三十五年つとめれば五百万円まで免税にするといふ

措置をとつていらつしやるんですが、大蔵大臣はこの退職金というものの性格についてどういふふうに考へていらつしやるのか。どうも政府の見解だと、社会保障として、いわゆる恩恵的な立場に立つてこの免税の引き上げをやつていふようにわれわれ受け取れるんです。これははなはだ私たちが違ひ意見です。討論するといふけれども、私の意見を申し上げておきたい。私たちが、この退職金というものは決してそういう恩恵的なものじゃないと思ふんです。退職金は、長い間労働者を搾取してきた、その労働者が当然取るべき、より一そうたくさん取るべき賃金のこれは残りだといふふうに私たちは考へてゐる。だから、労働者は当然これ以上の退職金を取る権利がある、こういうふうに思つてゐるんですが、その点、大蔵大臣はどういふふうに考へられるか。そういうふうに考へてくれば、私たちの共産党は、退職金には、年限を問わず、金額を問わず、勤労者に対する——重役などは違ひです、勤労者に対する退職金はすべて免税にすべきである、かゝる一千万円の退職金があつても、それも免税にすべきだ、税を取るべきではない、こういう見解を私たちは持つておるんです。ところが、政府は、今度のこの退職金免税点引き上げを、企業整理や合理化による労働者のいわゆる首切りと申しますか、これに利用しようとしておるのではないだらうか、こういうふうに私たちは受け取るわけです。だから、まあ率直にいつて、政府が年限や金額においてこういう差を、免税点をいろいろ設けたといふその根性は一体どこにあるのか。われわれはすべて無税にすべきであるといふことが、これが一つです。

それから、先ほど塩崎主税局長に質問したんですが、この今度の七十四万円という数字を検討すると、非常に不合理な面が出てゐるんですよ。一人の人にはゆとりが年四万七千円あるのですね。二人は九万二千円、三人家族は十五万五千円。四人は十一万八千円といふようにゆとりがどんどんふえてゐるんですよ。どんどんといふほどの額じゃ

ないが、とにかくそういうふうになつておる。ところが、五人家族になると、このゆとりが逆に減つちやうですよ、七万四千円に。大體こういう不合理さを大蔵大臣はどういふふうに処置しようとするのか。やはり日本共産党の言つてゐる通りに、四人家族百万円までは無税にせよ。事業税、住民税を含めて、すべて免税にせよ、こういう主張を共産党はつておるんですが、この五人家族になつて減つてしまふ理由がどこにあるかといふこと、これがもう一つ。

それから、もう一つぜひ聞いておきたいことは、この課税最低限を引き上げたと言ひながら、この十万円から十五万円の最低所得者ですね、これに対する課税を〇・五%上げて九%にしたといふこと、これははなはだ私は不可解なことだと思ふんです。それで、政府報告でも百六億の増税になると、こういうことが言われておるんです。この百六億という数字をはじいた根拠は一体どこにあるのか、その点をひとつ聞いておきたい。

いまも木村さんもおっしゃつたように、こういう今度の予算の組み方で、おそらく四十二年度は人民に対する大収奪、税の収奪が起ると思ふのです。これは議論すれば明らかになると思ひますが、時間がありませんのでやめますけれども、議論は、しかし、必ずこういうことになる。自民党は四十二年度の減税千五百億、こういうふうに宣伝しておりますけれども、他方で印紙税、これで六百億を増税する。さらに物価上昇に伴うところのからくりで約七千億円の増税と、大増税になる。これをまあ自然増収といふような名目をつけておりますけれども、これはやはり人民の大収奪がこういうからくりでなされる、こういうふう

に言わなければならぬ。こういうことに對してひとつ大蔵大臣の所見を伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) いまの課税最低税率の一〇%についての問題は、税制調査会で審議してもらつた結果の答申に私どもはよつてゐるのですが、去年からもう実施しておりますので、減税の

たびに最低税率を一〇%まで段階的に持つていくと、〇・五%ずつこととして……。

○須藤五郎君 去年もそれはけしからぬという意見を述べたのですよ。

○国務大臣(水田三喜男君) それによつて、しかし実際の租税負担は多くなつたといふふうには私どもは考へて、減税の率はきめておるといふことが一つでございます。

それから、退職手当についての問題でございます。これはもうできるだけ、長く勤務された方への退職手当には税をかけないという方向で私どもは解決していきたいと思つております。

それからもう一つは、やっぱり家族の多い家庭ほど課税最低限というものを上げていくという方向でやはり税制を考へるよりかはしかたがないのじゃないかと思ひます。

○柴谷要君 私はごく簡単に政府の見解をたししておきたいと思ふのですが、それはほかでもありませんけれども、日本の多くの労働者が組織をしておりますところの消費者生活協同組合の留保所得に対する課税軽減の問題が長い間、総評なりあるいは同盟、中立労連その他組織労働者はもとより、それ以外の消費者、労働組合員の諸君から強い要望として出されてゐるわけです。しかし、その中におきましても、地域生協ではなくて職域生協、この職域生協の問題については何とか留保所得の課税軽減をしてほしい、こういう要望を強くいたしてまいつたところでありまして、今日いまだ実現を見ない状況にございまして、政府はこの点をどう考へになつておられますか、ひとつ伺ひを立てたい、こういうことでございまして。

○政府委員(塩崎潤君) 柴谷先生の御指摘の問題は、かつて消費生協一般の問題といたしまして、農業協同組合あるいは中小企業協同組合の留保所得課税の特例とのバランスで私どもは検討したわけでございます。一般的に検討しただけに、中小商工業者との関係でなかなか問題が多かつたわけでございますが、いまの御提案は職域の消費生協に限るといふ新しい御提案でございます。その角

度はおそらく商工業者との競争の関係を避けたものであつたと思ふので、私もこれに賛成しては、新しい御提案をいたしまして税制調査会にはかり真剣に検討してまいりたい、かように存じます。

○柴谷要君 たいへんよい御回答をいただいたのでありますが、私どもの考えは、地域生協というのは中小企業に及ぼす影響が大きいところから、分離して考えました。特に、地域生協ではなしに職域生協というものは、工場単位であるとかあるいは職域単位というところで会員自体が利用するものであつて、決して多数の不特定な人が利用するものではない。こういうところを十分検討されて、早期実現をするようにひとつ取り計らつてもらいたいということを強く要望して、私は終わりたいと思ひます。

○政府委員(堀崎潤君) ただいま申し上げましたように、真剣に検討してまいりたいと思ひます。

○委員長(竹中恒夫君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(竹中恒夫君) 異議ないものと認めます。

それでは、これより両案を一括して討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○戸田菊雄君 私は、日本社会党を代表して、反対の立場から、期限の定めのある国税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案に対する反対討論を行なうものであります。

本日の委員会における租税特別措置法の期限延長については、次の諸点から絶対反対の立場を表明いたしますのであります。

その一つは、税金は国民負担の能力に応じ公平であるべきであります。

その一つは、中山伊知郎会長による昭和三十八年の税制調査会の答申による長期税制のあり方についての五号で、将来は特別措置法は縮小すべき

だという答申を尊重せず、逆に拡大の方向に行つてゐることは、調査会答申のみならず、国民を無視した行為であります。

その一つは、現下政府は、国家財源の不足から国債を発行し、かつ国民の生活に不可欠の食糧法の赤字をはじめ社会保障諸費の削減を来たる財源の赤字が、特別措置法廃止に伴つて生ずる財源は、大蔵省資料によつても、昭和三十年以降四十一年度まで一兆六千億の多額の税金を独占並びに資本家による減免措置は不当と言わなければならぬ。

ゆえに、租税特別措置法は直ちに廃止すべきであると考えます。

以上の理由から、今回の期限延長には絶対反対するものであります。以上。

○青柳秀夫君 私は、自由民主党を代表して、両案に賛成をいたすものであります。

まず第一の、昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案でございますが、これは昭和四十二年に平年度千五百億円の減税を行なうというこの減税について別途改正の法律案が提出されますが、それは六月一日から施行となつておりますので、その間四月一日から五月三十一日までその減税の効果を及ぼそうとする改正案でございますので、適切な措置と思ふのでございます。

次に、期限の定めのある国税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案でございますが、これは租税特別措置法及び国税暫定措置法に規定されておりますものが、本年の三月三十一日、また四月三十日に期限が参りまして期限切れとなりましますものについて、別途これが存続並びに改正については法律が提出されることになっておりますが、その間、これを五月三十一日まで延長したいという案でございますが、これも今回の暫定予算に伴う適切な措置と思ひますので、私はこの両案に以上の理由によりまして賛成をいたすものでございます。

○須藤五郎君 私は、日本共産党を代表して、昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案、及び期限の定めのある国税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案の二法案に反対します。

まず、昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案であります。これは政府の言うように減税でもなく、また国民の税負担の軽減にもなりません。自然増収七千三百億に比し、実質約八百億の減税にすぎず、実質的には大増税にほかなりません。このほか、消費者米価の値上げなど公共料金の値上げを合わせれば、国民負担の増加ははかり知れないものがあります。わが党は、勤労所得税については四大家族で百万円までは課税最低限を引き上げることとを要求すると同時に、勤労者の退職金に関しては課税すべきでないということを主張しております。

次に、期限の定めのある国税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案については、わが党は租税特別措置法のごとき不労所得階級や独占資本のための減免税に一貫して反対しており、また国税暫定措置法の非課税にも反対してきましたが、かかる一握りの独占資本、不労所得者のために租税特別措置法、国税暫定措置法の期限の延長に対しても、断固として反対をするものであります。

○委員長(竹中恒夫君) 他に御意見もないようです。討論は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(竹中恒夫君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

まず、昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(竹中恒夫君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、期限の定めのある国税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(竹中恒夫君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案につき本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(竹中恒夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後三時五十分散会

三月三十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、石炭対策特別会計法案

石炭対策特別会計法案

石炭対策特別会計法案

石炭対策特別会計法案

石炭対策特別会計法案

石炭対策特別会計法案

法令に基づき、又は予算の範囲内において行
なり補助（交付金の交付を含む。以下この項
において同じ。）又は出資で、次に掲げる事業
に係るもの。

イ 石炭鉱業合理化臨時措置法第三条に規定
する石炭鉱業合理化基本計画に従い、石炭
鉱業の生産の合理化を図るために行なう事
業

ロ 石炭鉱業の経営経理の改善又は安定を図
るために行なう事業
ハ 石炭の需要の確保又はその流通の合理化
を図るために行なう事業

二 炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律
第九十九号）その他の法令に基づき、又は
予算の範囲内において行なう炭鉱離職者のた
めの緊急就労対策事業、職業訓練の実施若し
くは再就職援助業務に係る補助又は炭鉱離職
者に対する就職促進手当の支給

三 産炭地域振興臨時措置法（昭和三十六年法
律第九十九号）に基づき産炭地域における
鉱工業等の振興を図るために行なう事業に係
る補助で政令で定めるもの又は産炭地域振興
事業団に対する出資

四 臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第
二百九十五号）に基づき鉱害復旧工事に係る
補助又は鉱害基金に対する出資

五 前各号に掲げる措置に附帯し、又は密接に
関連する財政上の措置で政令で定めるもの
（以下「附帯事務等に関する措置」という。）

（管理）

第二条 この会計は、大蔵大臣、通商産業大臣及
び労働大臣（以下「所管大臣」という。）が、法令
で定めるところに従い、管理する。

2 この会計の管理に関する事務は、政令で定め
るところにより、会計全体の計算整理に関する
ものについては通商産業大臣が、その他のもの
については、所掌事務の区分に応じ、所管大臣
の全部又は一部が行なうものとする。

（歳入及び歳出）

第三条 この会計においては、次に掲げる収入及
び附屬雑収入をもつてその歳入とする。

一 一次条の規定により石炭対策に要する費用の
財源に充てられる関税収入

二 石炭鉱業再建整備臨時措置法第六条又は第
十一条第二項の規定による納付金

三 附帯事務等に関する措置に基づく収入金
四 第十二条第三項ただし書の規定による一時
借入金

2 この会計においては、次に掲げる費用及び附
属諸費をもつてその歳出とする。

一 石炭鉱業合理化事業団の業務の運営に要す
る資金に充てられる補助金及び出資金

二 坑道風聞の効率化、保安の確保、鉱業技術
の開発その他石炭鉱業の生産の合理化を図る
ための補助金

三 石炭鉱業再建整備臨時措置法第四条第一項
に規定する元利補給契約に基づく元利補給
金、同法第十条第一項の規定による補償金そ
の他石炭鉱業の経営経理の改善又は安定を図
るための補助金

四 電力業又は鉄鋼製造業の用に供する石炭の
需要を確保するための交付金及び電源開発株
式会社の事業施設で石炭の需要の増加に資す
るものの整備に要する資金に充てられる出
資金

五 第一条第二項第二号の補助金及び就職促進
手当
六 第一条第二項第三号又は第四号の補助金及
び出資金

七 附帯事務等に関する措置に要する費用
八 第十二条第一項の規定による一時借入金の
利子並びに同条第三項ただし書の規定により
借り換えた一時借入金の償還金及び利子

九 事務取扱費
（石油に係る関税収入の帰属）

第四条 関稅定率法（明治四十三年法律第五十四
号）別表第二七・〇九号に掲げる石油及び歴青

油の原油（以下この条において「原油」とい
う。）並びに同表第二七・一〇号の一の四に掲げ
る重油及び粗油（以下この条において「重油等」
という。）に係る関税収入のうち、次に掲げる金
額に相当するものは、石炭対策に要する費用の
財源に充てられるため、この会計の歳入に組み入
れるものとする。

一 原油及び関税暫定措置法（昭和三十五年法
律第三十六号）別表第二七・一〇号の一の四に
掲げる製油の原料として使用される重油等に
係る関税収入にあつては、その関税の毎年度
の収納済額から、当該年度におけるその関税
についての還付すべき金額（同法第七条の五
第一項の規定により還付すべき金額を除く。）
と払い戻すべき金額として政令で定めるところ
により算定した額との合計額を控除した金
額の六百四十分の五百三十に相当する額

二 重油等（前号に規定するものを除く。）に係
る関税収入のうち、関税暫定措置法別表第二
七・一〇号の一の四のAの②に掲げる重油等
に係るものにあつてはその全額、同号の一の
四のBの②に掲げる重油等に係るものにあつ
てはその七百三十分の三百二十に相当する
額、同号の一の四のCの②に掲げる重油等
に係るものにあつてはその六百六十分の二百九
十に相当する額

（歳入歳出予算計算書の作成及び送付）
第五条 所管大臣は、毎会計年度、この会計の歳
入歳出予算計算書を作成し、大蔵大臣に送付し
なければならない。

（歳入歳出予算の区分）
第六条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつ
ては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあ
つては、その目的に従つて項に区分する。

（予算の作成及び提出）
第七条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を
作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出
しなければならない。

2 前項の予算には、第五条に規定する歳入歳出

予算計算書を添附しなければならない。

（剰余金の繰入れ）
第八条 この会計において、毎会計年度の歳入歳
出の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年
度の歳入に繰り入れるものとする。

（歳入歳出決算計算書の作成及び送付）
第九条 所管大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算
計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳
出決算計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなけ
ればならない。

（歳入歳出決算の作成及び提出）
第十条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳
出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とと
もに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条に規定する歳
入歳出決算計算書を添附しなければならない。
（余裕金の預託）
第十一条 この会計において、支払上現金に余裕
があるときは、これを資金運用部に預託するこ
とができる。

（一時借入金等）
第十二条 この会計において、支払上現金に不足
があるときは、この会計の負担において、一時
借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用
することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金の限
度額については、予算をもつて、国会の議決を
経なければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金
は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。
ただし、歳入不足のため償還することができな
い金額を限り、一時借入金の借換えをすることが
できる。

4 前項ただし書の規定により借り換えた一時借
入金は、その借換えをしたときから一年内に償
還しなければならない。

（一時借入金の借入れ及び償還の事務）
第十三条 前条の規定による一時借入金の借入れ

及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十四条 第十二条第一項の規定による一時借入金金の利子並びに同条第三項ただし書の規定により借り換え一時借入金金の償還金及び利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(支出残額の繰越し)

第十五条 この会計において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 所管大臣は、前項の規定による繰越しをしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越しをしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

(実施規定)

第十六条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十二年度の予算から適用する。

2 この法律は、昭和四十六年三月三十一日まで廃止するものとする。

3 財政法第三十条第二項の規定により昭和四十二年の一般会計の暫定予算が失効することとなつた場合には、当該予算に基づいてした支出又は債務の負担で石炭対策に要する費用に係るものは、同年度のこの会計の予算に基づいてしたものとみなす。

4 この法律の施行の日の前日までに収入した昭和四十二年の第四号の関税収入は、この会計の歳入とみなす。

5 関税法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第 号)附則第四条又は同法に

昭和四十二年四月八日印刷

昭和四十二年四月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局